

官報

号外 令和五年四月七日

○第二百一十一回 参議院會議録第十三号

令和五年四月七日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十三号

令和五年四月七日

午前十時開議

第一 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、新議員の紹介

一、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(趣旨説明)以下 議事日程のとおり

令和五年四月七日 参議院會議録第十三号 新議員の紹介

議事日程追加の件 新型コロナウイルス等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

新議員の紹介

議事日程追加の件 新型コロナウイルス等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

新議員の紹介

○議長(尾辻秀久君) これより会議を開きます。この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。

議席第三百四十五番、比例代表選出議員、大椿ゆうこ君。

(大椿ゆうこ君起立、拍手)

○議長(尾辻秀久君) 議長は、本院規則第三十条の規定により、大椿ゆうこ君を農林水産委員に指名いたします。

○議長(尾辻秀久君) この際、日程に追加して、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。後藤茂之國務大臣。

(國務大臣後藤茂之君登壇、拍手)

○國務大臣(後藤茂之君) ただいま議題となりました新型コロナウイルス等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及び蔓延の初期段階から効果的に対

策を講じ、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活や国民経済への影響が最小となるよう、感染症の発生及び蔓延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化する必要があります。

このため、感染症の発生及び蔓延の初期段階から新型コロナウイルス等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に感染症の発生及び蔓延の防止に関する施策の総合調整等に関する事務並びに同対策本部等に関する事務を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置することを目的として、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、新型コロナウイルス等対策本部長は、新型コロナウイルス等対策本部に、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合は、新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置に係る事態又は新型コロナウイルス等緊急事態に至る前であっても、新型コロナウイルス等対策本部が設置されている間において、指定行政機関の長や都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができることとします。

第二に、地方公共団体の事務の代行等について、新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定により実施する措置に加え、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により実施する措置についても代行等が可能となるよう対象事務を拡大するとともに、新型コロナウイルス等緊急事態に至る前であっても、新型コロナウイルス等対策本部が設置されている間において代行等を行うことができることとします。

第三に、新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置に係る事態又は新型コロナウイルス等緊急

事態において、都道府県知事が正当な理由なく要請に応じない者に対し命令を行うに当たって勘案する事項を法令上明確化することとします。

第四に、新型コロナウイルス等対策に係る費用について都道府県又は市町村の負担を軽減するために特別の交付金の交付に関する規定を設けるとともに、地方債の起債の特例を設けることとします。

第五に、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置することとします。

内閣感染症危機管理統括庁は、感染症の発生及び蔓延の防止に関する施策に係る司令塔機能を強化するため、新型コロナウイルス等対策本部長である内閣総理大臣を助け、行政各部の対応を強力に統括することといたします。具体的には、政府行動計画の策定及び推進に関する事務、新型コロナウイルス等対策本部に関する事務、新型コロナウイルス等対策推進会議に関する事務のほか、行政各部の施策の統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち感染症の発生及び蔓延の防止に関するものをつかさどることとします。また、内閣感染症危機管理統括庁に内閣感染症危機管理監督等を置くこととしております。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。森屋宏君。

(森屋宏君登壇、拍手)

○森屋宏君 自由民主党の森屋宏です。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました新型コロナウイルス等対策特別措置法

及び内閣法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

まず、これまでの感染症対策への、対応への総括と国民への思いについて、総理に質問をさせていただきます。

二〇一九年十二月、WHOに中国武漢市での原因不明のウイルス性肺炎の発生が報告されてから三年強、世界は経験のない事態に直面し、社会も経済も混乱をまいてまいりました。

我が国におきましても、三密回避という新しい生活スタイル、さらに、感染状況に応じて緊急事態宣言等を発し、行動制限等により感染スピードを遅らせる対応が取られてきました。そして、ようやく来月五月八日には、感染症法上の位置付けが二類相当から五類へと引き下げられます。コロナ禍からの社会の正常化が更に進むこととなります。

不眠不休で対応いただいた医療関係者の皆様、リスクの高い方々を感染から守りながら業務に当たられた介護現場の皆様、そして、保育、幼児教育、学校教育等に関わる皆様、休業や営業時間短縮等に御協力をいただいた皆様、そして、全ての国民の皆様に対し、様々な御理解、御協力をいただいたことに感謝申し上げます。

そこで、総理は、三年強にわたって行動制限や経済活動の自粛、医療体制の強化や感染対策への協力要請等、国民への理解と協力を必要とする対応をどのように総括をされ、どのような思いを抱いておられるのでしょうか。お伺いをいたします。

次に、即応的な対応を可能とする体制等の整備、内閣感染症危機管理統括庁の働きについて質問をいたします。

感染症対策や多くの知見、データ等を関係機関で集約、共有し、それに基づき有効な対策を立案、決定するとともに、その対策を一体的、総合的に全国展開をさせていかなければなりません。

そこで、厚生労働省や全国の保健所、医療機関、検査機関などがあるデータ、海外等からの有益な知見等の集約や分析、そして、フィードバックとしてのリアルタイムな情報や有効な対策の共有といったことを進める体制構築をどのように実現をされていくのでしょうか。厚生労働大臣にお伺いをいたします。

そして、新たに設置される内閣感染症危機管理統括庁は、この構築される体制の中で、感染症に関する機関にどのように働きかけながら感染症対策の有効性を高めていけるのでしょうか。後藤大臣にお伺いをいたします。

続いて、統括庁等の業務体制と業務内容、そして人獣共通感染症について質問をいたします。

内閣感染症危機管理統括庁には、平時においては三十八人の専従職員が在籍し、有事においては各省庁から迅速に増員することで百一人、さらには各省庁幹部職員を統括庁に併任することで計三百人規模になると伺っています。しかし、感染症の流行には大きな波があり、平時と有事の業務や対応には大きな違いがあると感じています。

感染症危機管理統括庁が効率的な組織となるよう、平時と感染症拡大時、それぞれの業務体制や業務内容について、後藤大臣にお伺いをいたします。

さらに、感染症を予測する観点から、人獣共通感染症への対応が不可欠と考えますが、監視、また関連部署への連携等への対応について、厚生労働大臣に所見をお伺いをいたします。

最後に、ワクチンや治療薬等の確保について質問をいたします。

感染症対策の難しさは、ワクチンや治療薬等の需要と供給のバランス確保が大変難しいところに

あります。流行しそうな感染症や感染の波を予測するといったことも、外れることもあり、一定数の余剰が生じることがあります。海外でもワクチンの余剰が発生をしております。

大量の余剰廃棄が起こらないようにすべきではありませんが、過剰に、過度に恐れて緊急時に対応できないようなことがあれば、命に関わる問題となります。危機管理を意識したワクチンや治療薬等の生産体制、備蓄体制の構築を図るべきと考えますが、厚生労働大臣に御所見をお伺いをいたします。私の質問といたします。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 森屋宏議員の御質問にお答えいたします。

これまでの新型コロナ対策の総括等についてお尋ねがありました。

政府としては、未知の感染症危機に対し、国民の命と暮らしを最優先で守る観点から、感染拡大と社会経済活動のバランスを取りつつ、科学的知見やエビデンスを重視し、新型コロナ対策に最大限取り組んでまいりました。この間の医療、介護の現場で働く職員の皆様の御尽力、また国民お一人お一人の感染対策への御理解と御協力に改めて感謝を申し上げます。皆様の御協力により、御協力もあり、新型コロナの人口当たりの感染者数は他のG7諸国と比べて低い水準に抑えられ、GDPや企業業績は既に新型コロナ前の水準を回復し、有効求人倍率もコロナ前の水準を回復し、有効求人倍率もコロナ前の水準を回復しつづくと承知をしております。

新型コロナについては、特段の事情が生じない限り、五月八日から五類感染症に位置付けることを決定しております。国民の皆様への御理解と御協力を得ながら、円滑に平時の日本を取り戻していくよう万全の準備を進めてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣後藤茂之君登壇、拍手)

○国務大臣(後藤茂之君) 森屋宏議員の御質問にお答えいたします。

感染症に関連する機関との連携についてお尋ねがありました。

感染症危機管理においては、各省庁における対応を各省庁から一段高い立場で強力に統括する司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁と、感染症対応の実務の中核を担う厚生労働省との一体的対応の確保を図ることが重要であると考えております。

このため、統括庁の幹部である内閣感染症危機管理対策官に充てられる厚生労働省の医務技監を結節点として、統括庁の指示を厚生労働省に迅速に徹底させるとともに、新たに感染症対応能力を強化するため設置される厚生労働省感染症対策部のリソースや、専門家組織として設置される国立健康危機管理研究機構から提供される質の高い科学的知見を活用しつつ、統括庁において政府全体の基本方針を企画立案する枠組みを構築することとしております。

統括庁が司令塔機能を発揮し、厚生労働省や研究機構と密接に連携して、科学的知見に基づいた感染症危機管理を推進してまいります。

内閣感染症危機管理統括庁の平時及び有事における業務体制と業務内容についてお尋ねがありました。

内閣感染症危機管理統括庁は、平時においては、対策の実施に関する政府行動計画の内容の充実に、計画に基づく実践的な訓練の実施とともに、計画が有事に機能するよう各省庁等の準備状況のチェック、改善を行うPDCAサイクル等の推進に係る業務を行い、有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、新たに専門家組織として設置される国立健康危機管理研究機構から提供される科学的知見に基づいて感染症危機対応に係る政府全体の方針を策定し、

各省庁の総合調整に係る業務を行うこととしてい
ます。

統括庁の体制については、これらの業務が平
時、有事を通じて適切に実施され、司令塔機能が
的確に発揮されるよう、平時三十八人、有事百一
人の定員を確保するとともに、有事には各省庁の
幹部職員を統括庁に併任して合計三百人程度とす
ることで必要な体制を確保することとしており、
次の感染症危機にしっかりと備えてまいります。
(拍手)

(國務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○國務大臣(加藤勝信君) 森屋宏議員の御質問に
お答えいたします。

データや知見の収集及び情報共有等の体制整備
についてお尋ねがありました。

今般の新型コロナウイルス対応の課題を踏まえ、昨年十
二月に感染症法等を改正し、医療機関による発生
届の電磁的方法による入力等を推進しておりま
す。また、医療分野でのDXを推進する際にも、
次の感染症危機に備えることを重要な視点とし、
引き続き感染症対策に関する情報基盤整備を検討
してまいります。

さらに、厚生労働省としても、引き続き、WH
O等から海外の知見を収集するとともに、新たに
創設するべく法案を提出している国立健康危機管
理研究機構等において科学的知見を集約、分析す
る体制を確立し、得られた知見等を政府内におい
て活用するとともに、自治体等の関係機関に迅速
に共有してまいります。

その上で、平時から、都道府県や保健所設置市
区、地域の医療関係者等から構成される都道府県
連携協議会を立ち上げ、情報共有の在り方などを
協議しておくことを通じて、感染症発生、蔓延時
に各種のデータや科学的知見が速やかに情報共有
され、迅速に対応できるようにしてまいります。
人獣共通感染症への対応についてお尋ねがあり
ました。

令和五年四月七日 参議院会議録第十三号 新型インフル

ンフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

人と動物は相互に密接な関係があることから、
人獣共通感染症に対しては、ワンヘルスの考え方
に基づいて総合的に対応していくことが重要であ
ります。

厚生労働省においては、医師、獣医師の届出か
ら発生動向を監視するとともに、関係省庁等と連
携し、愛玩動物、野生動物の感染症に関する調査
研究、海外からの動物の輸入禁止や輸入届出の措
置等により感染症の国内侵入の防止等に取り組ん
でおります。

内閣感染症危機管理統括庁の設置等により司令
塔機能が強化される中で、厚生労働省としては、
感染症対策部や、今国会に関連法案を提出してい
る国立健康危機管理研究機構、いわゆる日本版C
DCの設置等により、人獣共通感染症対策も含め
た感染症対策を強化し、関係省庁等ともより一層
連携を図ってまいります。

ワクチンや治療薬等の確保についてお尋ねがあ
りました。

ワクチンの生産体制については、令和三年六月
に閣議決定されたワクチン開発・生産体制強化戦
略に基づき、関係省庁とともに国内企業への必要
な支援を引き続き行つてまいります。また、治療
薬など医薬品については、厚生労働省において次
なる感染症危機に備えた重点感染症の暫定リスト
を作成しており、それに基づき、備蓄を含め具体
的な医薬品の確保の在り方について検討を進めて
まいります。

感染症危機に備え、緊急時に迅速かつ確実にワ
クチンや治療薬が確保できる体制の整備に向け
て、今後とも関係省庁と連携しながら取り組んで
まいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 水野素子君。
(水野素子君登壇、拍手)

○水野素子君 立憲民主・社民の水野素子です。
質問の冒頭に一言申し上げます。

昨日より、陸上自衛隊の第八師団長ら十人の自
衛官が搭乗したヘリコプターが宮古島沖で消息を
絶つております。御家族の皆様御心痛いかばか
りかとお察し申し上げますとともに、防衛省、海上
保安庁ら政府関係機関による引き続きの懸命の捜
索をお願い申し上げます。

それでは、会派を代表して、ただいま議題とな
りました新型インフルエンザ等対策特別措置法及
び内閣法の一部を改正する法律案に関しまして、
内閣総理大臣、新型コロナウイルス対策・健康危機管理担
当大臣、こども政策担当大臣、文部科学大臣、外
務大臣に質問いたします。

本日が本会議において初めての登壇となりま
す。昨年七月から国会の一員となりましたが、国
民のニーズとずれた政策が多く、愕然としていま
す。また、耳触りの良いスローガンや名称と実態
が異なる政策が多い。さらに、重要な政策を国会
で議論せず、政府・与党のみで閣議で決めること
が多く、民主主義の危機的な状態と危惧していま
す。そのような問題意識を背景に、質問させてい
ただきます。

今回の法改正で司令塔として設置される内閣感
染症危機管理統括庁は、五類が業務対象外となつ
ています。新型コロナウイルス感染症も五月八日
から五類になれば業務対象外となり、統括庁が活
動の対象とする感染症は当面想定されません。新
型コロナ死者数は多く、この冬の第八波は過去最
多、約二万一千五百人、医療の現場も混乱してお
り、科学的な解明も途上で、後遺症で悩む人も多
い。

行政コストを掛けて、今、司令塔として設置す
る統括庁の対象が国民のニーズとずれていると感
じますが、岸田総理に御見解を伺います。
私、そして半年後に子供も新型コロナウイルス
に感染し、医療の現場の、その間混雑がどどん
悪化しているのを肌で感じました。かかりつけの
小児科があいにく閉院していたので、子供はどこ
も受診できませんでした。

五類になると一般の病院で受診できませんが、度
重なる制度変更で医療現場は混乱しており、すぐ
に病院が探せない場合など、不安なときについ
でも相談できる窓口体制を都道府県が確実に維持す
るよう、国が指針を示すべきではないでしょ
うか。後藤大臣に伺います。

長期間にわたり後遺症が残っている人が多い
が、原因究明の状況はどうなっていますか。網羅
的に調査、分析して今後の治療に役立てるべきで
はないですか。また、治療時の費用負担の軽減な
どの考え方はありますか。岸田総理に伺います。
ワクチン接種後の副反応による後遺症、死亡事
例も網羅的に調査、分析して今後の対応の参考と
し、国が接種を勧めたのですから、積極的に後遺
症として認定し、救済策も拡充検討すべきと思
いますが、どのような方針で進めていますか。岸田
総理に伺います。

布製で予防効果が低いアベノマスクの配布、五
百億円以上、期限切れ等のワクチンの廃棄、二千
百二十億円以上、場当たり的なばらまきとも感じ
る様々な給付金、開発しても余り活用されなかつ
た複数のアプリ。次のパンデミックに備えた司令
塔創設で話題をすり替えるのではなく、これまで
に政府が巨額の税金を投入したコロナ対策の費用
と効果について全面的に検証して改善し、国民に
も説明すべきと考えますが、岸田総理に見解を伺
います。

コロナ治療薬が期待されますが、開発状況はど
うなっていますか。国から約七十五億円もの巨額
支援を受けた大阪ワクチンは開発断念となりまし
たが、ワクチンの国産化の見込みはどうなってい
ますか。食料やエネルギーなどと同様、コロナ治
療薬やワクチンも含めて、国民の安心、安全に必
要な物資は迅速に妥当な値段で供給できるように
国内生産が望ましいと考えます。
コロナにかかわらず、国産の新薬創出を促進す
るための政府の産業政策も併せて岸田総理に伺
います。

新型コロナウイルス等対策推進会議の委員は三十五人もいますが、特措法が限定列挙する感染症に關して高い識見を有する者その他の学識経験者に対応する委員は半分以上と思われまゝです。利害関係者やいわゆる御用学者ではなく、客観的に専門的な検討を行える委員を選出すべきであり、委員選定の基準や具体的なプロセスを後藤大臣に伺います。

過去にコロナ対策が迷走し、国が感染防止と産業支援のどちらを向いているのか、混乱が見られました。EBPM、証拠に基づく政策立案を重視し、まずは感染症に關する専門家が客観的な観点で分析をした上で、産業支援も含めた総合的な政治判断を行うべきと考えます。これまでのコロナ対策でEBPMの観点でどのような問題点があったか。今回、日本版CDCが設置されるとEBPMの観点で何が改善されるのか。また、CDCと対策推進会議はどのように役割分担をするのですか。岸田総理に伺います。

同様に、新型コロナウイルス対策・健康危機管理担当大臣と経済財政政策担当大臣の兼務は、ブレーキとアクセルを一緒に踏んでいる状態で不適切と考えます。感染症対策と経済対策は、異なる大臣が責任を持つて担当した上で、総合的にバランスを取る構造とすべきではないですか。岸田総理に伺います。

感染症拡大防止措置に係る財源確保のため、地方自治体の地方債の特例を設けることで、結果として地方自治体の負担が拡大し、財政悪化につながるおそれはないでしょうか。感染症の蔓延は自治体の枠を超えており、国と自治体が作業は分担するとしても、国が責任を持つて財政負担をするべきではないですか。岸田総理に伺います。

衆議院において、新たな感染症が発生した場合に特措法を適用するかの決定は厚労省であるとの答弁がありました。これでは統括庁は受け身とな

り、迅速な危機対応ができないのではないのでしょうか。統括庁は主體的な関与が必要と考えます。岸田総理に伺います。

続いて、学校教育と感染症につきましてもお尋ねいたします。

私は中学生と小学生の子供の親であり、三年にもわたるコロナ禍で学校の現場は混乱しているのを肌で感じています。突然の登校停止から始まり、黙食、入学式や運動会、修学旅行などの行事は中止や縮小、不登校も増えています。度重なる制度変更で学校の先生の負担も増えています。コロナ禍で混乱している学校教育の立て直しにどのような体制と方針で政府が臨むのか、お尋ねします。

そもそも、なぜ四月に立ち上がったことも家庭庁は教育が担当外なのですか。子供が真ん中と言いつつ、真ん中が抜けています。文部科学省等への勧告権だけでどの程度実効性があるか疑問です。五類移行という新たな変化も含めて、コロナ禍を超えて学校教育を立て直す具体的な方策について、こども家庭庁が関係省庁とどのような役割分担を進めるかも含めて、小倉大臣に伺います。

感染症五類のインフルエンザは、学校保健安全法で出席停止が定められています。一方、新型コロナウイルスが五類に移行すると、今のままでは出席停止はできず、学校現場で不安視する声があります。五類移行前に学校保健安全法施行規則を改正すべきと考えますが、永岡大臣に伺います。

この際、異次元の子育て支援について岸田総理に伺います。

子育て世代の大きな悩みは教育費で、少子化の大きな原因にもなっています。教育費の負担軽減は緊急課題です。人と未来に積極投資する国でありたい。北欧諸国のように大学までの学費を無償化し、奨学金も給付型に転換して支払中の方も救済すべきと思いますが、岸田総理の見解を伺います。

続きまして、コロナ禍から始まった社会不安の広がりにつきましても質問させていただきます。

コロナパンデミックが続いて今度は戦争かと、国民の中に社会不安が広がっています。南西諸島で基地化が進む馬毛島から僅か十キロの種子島の住民から不安の声が寄せられ、私は種子島を訪れました。

種子島には宇宙センターがありますので、この際、私が二十八年働いたJAXAにも少し触れさせていただきます。ロケットが連続失敗して大変残念ですが、是非前を向いて頑張つてほしい。宇宙は安全保障の戦略領域であり、近年、JAXAでは安全保障等の政府支援業務が増えています。予算や人員は余り増えないため、本来業務の研究開発を圧迫していることを、この際お伝えいたします。

さて、種子島では、馬毛島の基地建設をきっかけに漁業の廃業が相次ぎ、島の生活は一変してしまいました。騒音や環境被害も心配されます。種子島宇宙センターの近くでも自衛隊員の宿舎などの建設が始まりました。防衛省・自衛隊がJAXAの施設を自衛隊の防衛用に転用する可能性はないでしょうか。

コロナ禍においては、国民は十分な情報がないまま累次の制度変更になり振り回されてきました。今度には戦争の誘因となり得る反撃能力を含み、増税にもつながり得る安保三文書が国会や国民に説明がないまま閣議で決定されました。国民の中には、このままでいいのか本心に戦争が起きるのではないかと心配が広がっています。そして、その中には、世界第三位の軍事費大国にもなる以上、少子化社会の中でいかに徴兵制にも行き着いてしまおうのではないかなどの不安な声も寄せられています。

岸田総理は、そのようなことは絶対ないと言いますが、いずれにしても、国民や国会にもつと丁寧に説明すべきではないでしょうか。

コロナ対策のための予備費の一部が防衛費の財源とされる可能性があります。そもそも、近年、国会の事前議決なしで使える予備費の積み増しが常態化し、令和四年度は実に約十一億円の巨額予備費が計上されましたが、これは、十一兆円もの巨額予備費が計上されましたが、これは財政民主主義の観点で問題です。

鈴木財務大臣は、建設国債を戦後初めて防衛費の財源として活用すると述べましたが、建設国債は特例法を国会で制定せずに発行でき、防衛費膨張の歯止めがなくなるので問題です。

そもそも防衛費増長の発端である安保三文書は、国会や国民に説明することもなく、政府・与党だけの閣議で決定しています。そのことを国会で問われた岸田総理は、政府・与党において丁寧なプロセスを経て方針を決定したと述べました。このような政府の姿勢は、国会、国民の軽視であり、民主主義に反するのではないのでしょうか。

内閣委員会で松野官房長官が認めたように、安保三文書は現行法を超え得る法的措置が必要な事項を複数含みます。一旦撤回して精査すべきと考えますが、いかがでしょうか。

政府の意思決定と国会、国民での説明についての基本的な考え方を岸田総理に伺います。

私の地元神奈川県には米軍基地が多く、新型コロナウイルス感染症拡大時は米軍関係者への感染症対策の徹底が問題となり、米軍基地のある横須賀などでは感染爆発が起きました。日米地位協定は日本法令遵守と、尊重しているが、実態としては日本の法令は遵守されていません。住民や基地労働者の被害が起きて、日本側当局の立入りが困難で、事実確認もできず、改善が難しい。諸外国は米国と交渉し地位協定を改正しており、日本の地位協定は立入り権など他国の地位協定より不利な内容となっています。感染症司令塔が機能して水際対策を徹底するためには、そして日本国民の安全、安心を守るためには、日米地位協定の改正が必要です。

憲法改正より日米地位協定の改正に取り組むべきですが、林外務大臣に見解を伺います。

感染症対策を強化することは大事ですが、これまでの対策の客観的な評価と改善検討がなければより良い対策は行えません。新型コロナがまだ収束していないのに、せっかく感染症司令塔として新設する統括庁が新型コロナ対象外で当面対象とする感染症がないのは、国民の期待とずれています。

近年、見栄えが良くても実態が異なり国民のニーズからずれている政策が多いと感じます。さらに、安保三文書のように、国民生活に関わる重要な政策を国会で議論せず、与党内の閣議で密室的に決定することが多く、国民は不安を覚えています。政府には、国会、国民と誠実に向き合います。政府には、国会、国民と誠実に向き合います。政府には、国会、国民と誠実に向き合います。

いづれにしても、立憲民主党は、我々野党は、そして国民一人一人は、暮らしと子供たちの未来、日本の未来を守るために、たとえ国民と向き合わない政府であっても、私たちが自身は政治と向き合い、変えていかなければなりません。政治は結局は数の論理であり、早期に政権交代を実現せねばならないとの決意を申し述べ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)
〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 水野素子議員の御質問にお答えいたします。

内閣感染症危機管理統括庁の対象となる感染症等についてお尋ねがありました。

統括庁は、感染症の発生及び蔓延の防止に関し政府全体の立場からの総合的な、総合的対応が必要となる場合に、司令塔機能を担うこととしております。

感染症法上の五類感染症については、症状の程度等を踏まえ、政府全体の立場からの総合的対応

が必要となる感染症とは言えないことから、基本的には統括庁が総合調整を担う場面は想定されなくなりませんが、御指摘の後遺症への対応や必要な医療体制の確保などについては、所管省庁においてしっかりと対応してまいります。

また、五類感染症であっても、大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、国民生活や国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、統括庁において、政府全体の方針立案や各省庁の総合調整を行うこととなります。

統括庁が司令塔機能を発揮することを通じ、国民の生命、健康の保護と社会経済活動との両立を図りながら、次なる感染症危機に迅速、的確に対応してまいります。

新型コロナ後遺症及びワクチン接種後の副反応についてお尋ねがありました。

新型コロナの罹患後遺症、いわゆる後遺症については、令和二年度より、実態や病態を明らかにするための調査研究を実施し、国内外の科学的知見を診療の手引きに盛り込み、幅広く医療現場へ情報提供をしております。また、後遺症の診療は、他の傷病と同様、公的医療保険制度の給付の対象となります。

新型コロナワクチン接種後の副反応が疑われる症状については、副反応疑い報告制度により情報を収集し、専門家により分析や評価を行っております。

加えて、いわゆる後遺症も含め、こうした症状の実態把握に関する新たな研究や調査も開始しております。さらに、接種後の健康被害については、予防接種法上の健康被害救済制度に基づく幅広い救済に努めております。

新型コロナ対策の検証についてお尋ねがありました。

未知の感染症危機に対し、専門家の意見を踏まえつつ新型コロナ対策を講じてきましたが、これまでの新型コロナ対策に関する予算が何に使われ、どのような効果があったかという点について、情報公開法に基づく情報公開や検証を行い、国民の皆様にも丁寧に説明していくことは重要であると考えております。

政府としては、会計検査院の検査報告の趣旨をしっかりと受け止めるとともに、行政事業レビューなども活用しながら、個々の事業や施策についてしっかりと評価を行い、将来の感染症対応や今後の予算編成につなげてまいりたいと考えています。

また、経済対策に盛り込まれた主な事業については、経済財政諮問会議において執行状況のフォローアップを行い、情報開示をしているところであり、こうしたものも活用しながら、新型コロナ対策について国民に対して丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

また、経済対策に盛り込まれた主な事業については、経済財政諮問会議において執行状況のフォローアップを行い、情報開示をしているところであり、こうしたものも活用しながら、新型コロナ対策について国民に対して丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

新型コロナ治療薬の開発状況と国産の治療薬やワクチンの開発支援等についてお尋ねがありました。

新型コロナの治療薬の開発状況については、国産の治療薬も含め、AMEDを通じて研究開発支援や、企業治験の支援を実施しており、これまでに治験を支援した四剤が医療現場で使用されているところです。

また、製薬産業は、国民の健康、医療の向上に寄与する重要な産業であり、我が国の製薬企業が世界に通用する革新的な医薬品を生み出すよう支援することは重要であると考えています。このため、医療保険制度の枠組みの外で、厚生労働省を中心に、内閣府、経済産業省を含む関係省庁が一丸となって、創薬スタートアップに対する研究開発から実用化までの総合的な支援や、治験環境等の創薬基盤の整備などの取組を進めているところであり、引き続き、創薬力の強化に向けた製薬企業への支援、推進してまいります。

また、製薬産業は、国民の健康、医療の向上に寄与する重要な産業であり、我が国の製薬企業が世界に通用する革新的な医薬品を生み出すよう支援することは重要であると考えています。このため、医療保険制度の枠組みの外で、厚生労働省を中心に、内閣府、経済産業省を含む関係省庁が一丸となって、創薬スタートアップに対する研究開発から実用化までの総合的な支援や、治験環境等の創薬基盤の整備などの取組を進めているところであり、引き続き、創薬力の強化に向けた製薬企業への支援、推進してまいります。

感染症対策におけるEBPM等についてお尋ねがありました。

これまでのコロナ対応について、昨年六月に取りまとめられた有識者会議の報告書では、科学的知見に基づく政策プロセスに関して、総理が司令塔となつて行政各部を指揮命令し二元的に感染症対策を行う体制を強化すること、科学的知見と根拠に基づく政策判断に資するため、政府における専門家組織を強化すること、国内外の情報、データや専門知識の迅速な収集、共有、分析、評価に加え国内の疫学・臨床研究を行う能力の向上を図ることなどが次の感染症危機に向けての課題として指摘をされました。

こうした課題を踏まえて、今国会に提出している関係法案が成立すれば、今後の感染症危機に対し、政府として、統括庁の司令塔機能の下、国立健康危機管理研究機構、日本版CDCから政策ニーズに沿った科学的知見の提供を受け、それを踏まえた政策案について、新型インフルエンザ等対策推進会議から意見を伺った上で決定し、対策を講じていくこととしております。

また、新型コロナ対策においては、感染対策と経済活動の両立を図ること、これが重要であることから、新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣と経済財政政策担当大臣の兼務が不適切であると指摘は当たらないと考えております。

国と地方の財政負担についてお尋ねがありました。

感染症危機が発生した際、地方自治体は、行政検査や病床の確保等、関係法令に基づいた多様な役割を果たすこととなりますが、感染症拡大の迅速な防止のためには、地方自治体が感染拡大防止措置に係る財源を確保しやすくなること、これが重要です。

このため、今回の改正法案では、地方自治体の財政負担を軽減する措置として、国庫補助負担率のかさ上げ規定や、財政負担を平準化等するため地方債の発行に関する特例規定を設けるとも

に、国が講ずる必要な財政上の措置の規定に補助金又は交付金の交付の例を明記したところで、感染症対応により地方自治体の財政運営に支障が生じることがないよう対応してまいります。

新たな感染症が発生した場合の内閣感染症危機管理統括庁の関与についてお尋ねがありました。

内閣総理大臣がインフル特措法に基づき政府対策本部を設置するに当たっては、まず厚生労働大臣が新たな感染症が新型コロナウイルス等感染症などに該当するか等の判断を行い、内閣総理大臣に報告することとなります。一方、統括庁においては、統括庁の内閣感染症危機管理対策官に充てられる医務技監を結節点として、統括庁と厚生労働省の間で平時から円滑な情報連携が図られることとなります。

こうした仕組みにより、統括庁は、新たな感染症が発生した場合、政府対策本部の設置前から、厚生労働省との緊密な情報連携の下、初動対応を迅速に進めつつ、司令塔機能を発揮して、政府一体となって感染症危機に迅速、的確に対応することができるようになると考えております。

子育て支援における教育費についてお尋ねがありました。政府においては、これまでも、幼児教育、保育の無償化、高校等の授業料支援、高等教育の無償化など、安定財源を確保しつつ、様々な負担軽減策を行ってまいりました。

さらに、小倉大臣が取りまとめた今後の子ども・子育て政策のたたき台において、令和六年度から給付型奨学金等について、年収六百万円程度までの世帯を対象とした多子世帯や理工農系の学生等への支援を拡大するとともに、授業料後払い制度、いわゆる日本版H.E.C.S.の創設を盛り込んでいます。また、ライフイベントに応じた減額返還制度の見直しも取り組みます。

国により国民負担率などが異なることから単純に比較することは適当ではないと考えております。

が、教育費負担の軽減を含めた子ども・子育て政策については、今後このたたき台をベースに国民的議論を進めていくため、本日、私の下にことも未来戦略会議を設置し、更に検討を進め、検討を深めてまいりたいと考えております。

そして、国家安全保障戦略等の三文書についてお尋ねがありました。

議院内閣制の下では政権与党が国政を預かっており、三文書については、政府・与党において、一年以上にわたるプロセスを経て方針を決定いたしました。この決定は、行政府としての安全保障に関する政策意図を表明するためのものであり、行政府に属する行為ですが、その過程でも、国会での質疑にお答えする形で随時説明を行ってまいりました。

行政府として決定した三文書の内容の一部については、御指摘のように具体的な取組に新たな立法措置が必要となるものもありますが、今後、立法府における法案の審議を通じて、その是非について御判断をいただくこととなります。

その上で、国会の場で様々な御指摘をいただいで議論することは、国民の皆様が課題を理解していただく上でも重要であると認識をしております。国民の皆様への御理解を得るべく、努力をしてまいる所存であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣後藤茂之君登壇、拍手)
○国務大臣(後藤茂之君) 水野素子議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの相談窓口体制についてお尋ねがありました。新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの変更に伴い、外来医療体制については、これまでの限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の体制に移行していくことになり、対応する医療機関の維持拡大を強力に促

していくこととなります。加えて、外来や救急への影響緩和のため、自治体の相談窓口機能は、発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談を対象として、当面継続することとしております。

こうした取組の具体的な内容については、厚生労働省において、先般、各都道府県等に対して示されたところであり、こうした取組を通じて、感染拡大に対応のできる体制の構築を進め、対応に万全を期してまいります。

新型コロナウイルス等対策推進会議の委員選定の基準や具体的プロセスについてお尋ねがありました。新型コロナウイルス等推進会議の委員については、特措法において、感染症に関して高い識見を有する者その他の学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命することとされています。

委員の選定に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から新型コロナウイルス等対策全般について御議論をいただくため、感染症の専門家や医療関係者のみならず、経済、法律といった様々な分野の専門家から幅広く選任し、内閣総理大臣が任命してまいります。(拍手)

(国務大臣小倉将信君登壇、拍手)
○国務大臣(小倉将信君) 水野素子議員から、子ども家庭庁と教育の関係についてお尋ねがございました。

教育の振興を図ることは、子供の成長を学びの側面から支えていく上で重要と考えております。そのため、文部科学省においては、GIGAスクール構想、小学校における三十五人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進などの施策に取り組んでいるものと承知しております。

子ども家庭庁の設置に当たりましては、教育については文部科学省の下でこれまでどおりその充実を図り、子ども家庭庁は子供の育ちを保障する観点から必要な関与を行うことといたしております。(拍手)

す。いじめ防止対策や不登校対策も含めて、子ども家庭庁と文部科学省が緊密に連携することにより、子供の健やかな成長を保障してまいります。(拍手)

(国務大臣永岡桂子君登壇、拍手)
○国務大臣(永岡桂子君) 水野議員にお答えいたします。

学校保健安全法施行規則の改正についてお尋ねがありました。新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けの変更に伴っては、学校において予防すべき感染症としての位置付けや出席停止期間の基準の変更を内容とする学校保健安全法施行規則の改正が必要と考えております。

五類感染症への移行に向けて、必要な準備を進めてまいります。(拍手)
(国務大臣林芳正君登壇、拍手)
○国務大臣(林芳正君) 水野素子議員より、日米地位協定の改正についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症を含む水際対策や、在日米軍従業員の方々の雇用の安定及び適切な労働環境確保といった労働環境等に関する課題、課題については、関係省庁とともに米側と緊密にやり取りしながら対応してまいります。

また、各国における米軍による施設・区域の使用の在り方は、各国における米軍駐留の在り方、実際の運用、安全保障環境等の背景等の事情を踏まえたものであり、単純に比較することが適当とは考えておりません。

政府としては、これまでも米側と様々なやり取りを行いながら、事案に応じて効果的にかつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきています。今後このような取組を続けていく考えです。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 塩田博昭君。

〔塩田博昭君登壇、拍手〕

○塩田博昭君 公明党の塩田博昭でございます。ただいま議題となりました新型コロナウイルス等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案について、公明党を代表して質問いたします。

本日四月七日は、くしくも三年前の二〇二〇年四月七日、第一回目の緊急事態宣言が発令された日であります。その日の東京の新規感染者は八十七人。そして、昨日六日の東京の新規感染者は千九百九人。新型コロナウイルス感染症との闘いはまだ終わっていません。

この三年間、我が国の感染症対策は、検査体制、医療提供体制などにおいて甚だ脆弱であったと言わざるを得ない点が多々あります。

だからこそ、公明党が一貫して創設を求めてきたのが、一元的に対策を行うための司令塔である内閣感染症危機管理統括庁の設置であり、組織の縦割りを打破するための見直しなど、構造的な課題の解決につなげるべきであります。

その上で、たとえまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発せられる前であっても、内閣総理大臣が国の行政機関の長や都道府県知事等に対して、政府対策本部を設置した段階で指示権を使えるようにする本法律案はとても重要で、早急に成立を図るべきと考えます。

そこで、まず総理に伺います。三年間の新型コロナウイルス対策を振り返り、特に検査体制と医療提供体制について何が課題であったのか、そして、その課題に対する政府の対策と取組の評価、さらに、新たな統括庁の設置でそれらの課題解決にどうつながっていくのか、総理の決意を含め、端的にお答えください。

新たな感染症への備えは、流行前の平時からの体制整備が重要です。

統括庁は、国、地方一体となって対策を講じる司令塔機能を発揮することが今回の法改正の眼目

ですが、昨年末改正された感染症法では、自治体や保健所に対して引き続き厚生労働省が所管して対応することとなっております。

感染症が一定数以上に流行し、政府に対策本部が設置された後、いわゆる有事から統括庁が一元的に対策を行うとのことですが、では、統括庁は平時において、各道府県に対してどのように一体となって連携を図っていくのでしょうか。総理の答弁を求めます。

都道府県は、感染症法の予防計画、医療法の医療計画について、今後、計画を見直すことになっていきます。加えて、今回の新型コロナウイルス特措法においても、都道府県は、政府の行動計画に沿って行動計画を定めることになっていきます。これらの各計画が実効性あるものとなるよう、国と地方が一体となって新型コロナウイルス特措法に基づく行動計画を策定していく必要があります。

統括庁は、政府行動計画の見直しを、いつどのようを実施し、自治体に対してどのような取組を求めていくようになるのでしょうか。後藤大臣の答弁を求めます。

感染症危機に対応するには、科学的知見が重要な基盤となります。国会には、日本版CDC、国立健康危機管理研究機構を創設する法案も提出され、厚生労働省と統括庁の両方に日本版CDCが科学的知見を提供することとありますが、統括庁に対してどのように科学的知見を提供していくのかという点については、法文上必ずしも明確ではありません。

統括庁と日本版CDCが密接に情報を共有することが重要と考えますが、どのように取り組んでいく方針なのか、厚生労働大臣の見解を求めます。

引き続き、ワクチンに対する科学的知見の情報発信と積極的な広報も必要です。政府はワクチンの安全性や重要性、副反応に関する啓発に一層注力してほしいと思います。そして、副反応などの情報はきちんと追跡できるようにデジタル化し、

透明性を持って公開していくべきです。あわせで、ワクチンの接種券など、自治体からの重要な郵送物については、視覚障害者への配慮として音声コードを付けるべきと強く主張します。厚生労働大臣の答弁を求めます。

感染症対応の基本は、まず適切な検査を正確に行うことが必要ですが、PCR検査などでは感染者が検査を受けなければ陽性者を特定できません。しかし、下水サーベイランスを活用すれば、その地域の見えない感染を見える化できます。感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の傾向が分かり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる技術です。このため、EUでは、欧州委員会が新興感染症を監視するため下水サーベイランスを全ての加盟国に対し二〇二五年までに導入することを強く求めています。

我が国においても、今年二月まで、全国二十六の自治体の下水処理場などで下水サーベイランスの活用に関する実証事業を実施し、間もなくデータが取りまとめられる段階です。関係機関と情報を共有し、総合的なデータの活用など、今後は統括庁が司令塔として、下水サーベイランスをどのように活用できるか検討すべきだと考えます。後藤大臣の所見を伺います。

今回の法案は、次の感染症危機への備えを万全にするため非常に重要な法案であり、速やかな成立を求めるとともに、公明党は、今後も国民の命と暮らしを守るため、感染症対策に全力で取り組んでいくことをお約束し、私の質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 塩田博昭議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス対策の課題と評価等についてお尋ねがありました。これまでの新型コロナウイルス対応において、当初、検査能力の不足や医療機関の人員確保、入院調整、

病床確保の困難さなどについて課題があったことを踏まえ、検査体制については、PCR検査機器の全額補助や無料検査の支援等により順次拡充し、医療提供体制についても、看護師等の派遣、病床確保計画に基づくコロナ病床の確保や稼働状況の見える化等を進め、必要な検査や医療を受けられる体制を構築してきました。

そして、こうした課題に対応する中で、平時からのこの感染症危機管理の重要性が浮き彫りとなったため、昨年十二月に感染症法等を改正し、数値目標を盛り込んだ予防計画を都道府県が策定し、地域の医療機関等と協定を締結することなどにより、平時からの備えを確実に推進することとされており。

さらに、内閣感染症危機管理統括庁が司令塔機能を発揮し、各省庁における平時の準備を充実させること等を通じて、感染症危機の発生時に迅速かつ的確な対応を行うことが可能となるものと考えており、次の感染症危機にしっかりと備えてまいります。

内閣感染症危機管理統括庁の平時における都道府県との連携についてお尋ねがありました。統括庁は、感染症危機への対応に係る司令塔機能を担う組織であり、インフル特措法に規定する政府行動計画の策定、推進等に関する事務を所掌するとともに、感染症の発生、蔓延の防止に関する政府全体の総合調整事務を担うこととしてまいります。

このため、平時から、統括庁において、都道府県行動計画に対する助言や勧告や計画に基づく訓練への協力等を行うとともに、感染症法を所管する厚生労働省等の関係省庁と十分に連携しつつ、自治体との連携においても、必要な場合には関係省庁と自治体との橋渡し役として調整するなど、国と地方の緊密な連携体制を構築してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣後藤茂之君登壇、拍手〕

○国務大臣(後藤茂之君) 塩田博昭議員の御質問にお答えいたします。

行動計画の見直しと自治体の取組についてお尋ねがありました。

新型インフル特措法に基づく政府行動計画については、新型コロナ対応の経験等を踏まえて抜本的に見直す必要があると考えています。

政府行動計画の見直しに当たっては、これまでの新型コロナへの対応を幅広く振り返った上で、自治体などの関係者や専門家の科学的知見なども踏まえて検討する必要があると考えており、自治体における感染症法の予防計画や医療法の医療計画の検討作業との関係も配慮しながら、今後、具体的な作業スケジュールを検討してまいります。

都道府県行動計画は政府行動計画に基づき、市町村行動計画は都道府県行動計画に基づき、それぞれ策定することとされており、政府行動計画の検討状況を地方自治体とも情報共有しながら、各自治体におけるコロナ対応の経験を適切に反映した計画の改定をお願いしたいと考えています。

下水サーベイランスの活用についてお尋ねがありました。

感染症の流行状況の把握については、新型コロナへの対応で培った知見や技術を活用しつつ、下水サーベイランスも含め、様々なデータを用いた重層的な把握体制の構築が重要な課題と認識しています。

新型コロナで培った下水サーベイランスの知見と技術については、感染症危機管理における司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁においても、国立健康危機管理研究機構や関係省庁と連携して、今後の感染症危機においてどのように活用できるのかを検討してまいります。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕
○国務大臣(加藤勝信君) 塩田博昭議員の御質問にお答えいたします。

理統括庁との関係についてお尋ねがありました。現在関連法案を提出している国立健康危機管理研究機構、いわゆる日本版CDCは、感染症危機に関する司令塔機能を担う統括庁等に質の高い科学的知見を迅速に提供する役割を担うこととしておりです。

具体的には、平時から科学的知見に関する情報収集、分析を行い、質の高い科学的知見を統括庁等に提供し、また、統括庁等の求めにも応じ、政策決定に必要な科学的知見を迅速に提供することにも、パンデミック時には、政府対策本部長の招集を受けて政府対策本部で意見を述べることにより統括庁等との政策決定につなげることにしており、法案が成立し、創設した後において、密接に連携してまいります。

ワクチンの情報発信と接種券の視覚障害者への配慮についてお尋ねがありました。

新型コロナワクチンの安全性等については、科学的知見に基づき、ホームページ等の様々な媒体を通じて情報発信しております。今後、副反応が疑われる情報や予防接種の実施状況等のデータベースを整備し、そこから得られた知見も公開するなど、引き続き情報発信に努めてまいります。

また、視覚障害者への配慮については、ワクチンの接種券の発送の際に音声コード付きの説明書を同封するといった取組等を好事例として紹介し、各自治体での取組を促しており、引き続き視覚障害者の方が情報を円滑に入手できるよう取り組んでまいります。(拍手)

○議長(尾辻久久君) 柴田巧君。
〔柴田巧君登壇、拍手〕
○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。私は、会派を代表して、ただいま議題となりました新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案に対し、岸田総理並びに関係閣僚に質問をいたします。

私も日本維新の会がかねてより提言していた

とおり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが五月八日から五類感染症に変更されることとなり、少しずつではありますが、コロナ禍前の社会経済活動を取り戻しつつあります。この間、新型コロナ対応に御尽力された各方面の方々には敬服するばかりですが、今般のコロナ禍への対応を振り返り、次の感染症に向けた対策を遅滞なく講じていかなければなりません。

そういう中、本法律案は、新たな感染症危機に備え、行政の体制や組織を強化することを目的としており、各省庁の感染症危機への対応を統括し、司令塔機能を強化する組織として、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置することになります。現在は、内閣官房の新型コロナウイルス等感染症対策推進室が感染症対策の事務を担っていますが、新たな組織ができれば感染症対策が万全かつ円滑に施されるというものでは決してありません。

体制を見直すことは必要ですが、単なる看板の掛け替えに終わってしまつてはなりません。今回の改正が我が国の感染症対策における構造的課題の抜本的解決につながつてこそ意味があります。

そこで、現時点においても新型コロナウイルス等感染症対策推進室が感染症対策の事務を担っていますが、現行制度のどのような点に問題があったと認識されていますか。また、統括庁を新設することで具体的にどのような改善を図れるとお考えですか。総理にお伺いをいたします。

政府は、統括庁が担う業務として、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等に基づく各省庁等の準備状況のチェック、改善等を行うこととしていきます。統括庁が政府全体の立場からチェックしていくことは重要なことですが、各省庁等の点検及び改善については、具体的にどのように進め、また、どの程度の頻度で行っていく予定ですか。

後藤国務大臣にお伺いをいたします。

新設される統括庁は、新型インフルエンザを始

めとする感染症にのみ対応する組織となります。しかし、いかなる健康危機にも即応可能なオールハザード型の組織を設ける必要性も専門家からは指摘をされています。守備範囲を感染症対策に限定すれば、別の健康危機が生じた場合、果たして迅速、適切に対応できるのか、懸念が拭きえません。危機の性質によって所管組織が異なるという、行政の縦割りで明確に区切ることは現実的ではありません。

総理はそもそも、一昨年の自民党総裁選の際に、健康危機管理庁の創設を掲げていました。当時の構想としては、内閣府の常設組織として設置し、担当大臣も設けるということでしたが、感染症のみに対応する統括庁を設立することについては、オールハザード型の健康危機管理庁を断念したということでしょうか。それとも、今回の統括庁はオールハザード型の組織に向けた第一歩と考えているのでしょうか。総理にお伺いをいたします。

次に、統括庁の職員についてお尋ねをします。感染症対策で司令塔機能を果たすことを期待されている統括庁の職員には、医学はもちろん幅広い分野について専門性を有する人材を配置することです。ならば、外部からの専門人材の登用も含め、長期的な視点に立ったキャリア形成によって、科学的知見を活用し、政策立案を行う感染症対策のエキスパートを育成していく必要があると思いますが、どのように認識をしているのか、総理にお伺いをいたします。

今回のコロナ禍では、行政が医療体制の拡充を呼びかけながら、実際には病床の逼迫が繰り返されました。また、医薬品や医療材料等の備蓄の必要性は過去に何度も指摘をされながら、これも準備不足が露呈をしました。課題を挙げれば尽きませんが、我が国のこれまでの感染症対策は極めて脆弱であるという現実を突き付けられました。こうしたことからいかに安全保障の観点が大きく欠落してい

たからにはなりません。

その反省を踏まえ、今後は、感染症を安全保障、危機管理上の課題として捉え、対策を迅速かつ的確に講じる必要がありますが、どのように考えているのですか。

また、世界的な感染症対策は、国内だけではなく諸外国・地域との連携も重要であるため、統括庁には外政、内政にわたる危機管理や安全保障の専門家等も採用されるべきですが、総理の御所見をお伺いをいたします。

次に、感染症テロ対策についてお尋ねをします。感染症テロについては、統括庁と危機管理部署が連携して対応に当たると考えられますが、事態が発生した際、一般的にはどのような初動対応が想定されるのでしょうか。災害やテロについては、緊急参集チームが招集をされ、初動の情報収集等に当たりますが、それはあるのでしょうか。また、統括庁はどのように関与することが想定をされ、さらには、厚生労働省との役割分担はどのように考えているのですか。総理にお伺いをいたします。

続いて、国内におけるワクチン開発についてお尋ねをします。我が国は、世界有数の創薬国でありながら、新型コロナウイルスの開発で大きな後れを取りました。まさに、ワクチン敗戦です。やはり、国民の命と健康を守るためには、多様なワクチン開発能力を有することで、新たなウイルスが登場しても素早くワクチンを作り出せるようにすべきです。そこで、今般のコロナ禍で国産ワクチンが開発できなかった要因をどのように分析をしておりますか。また、現在の進捗状況はどのようになっていますか。総理にお伺いをいたします。

国内ワクチンのワクチン開発の強化に向けては、ワクチン開発・生産体制強化関係閣僚会議がありますが、この会議は令和三年十二月を最後に開かれていません。取組を加速していくには、同

会議を活用しつつ、適切にモニタリングを行う必要があるものではありませんか。また、今後、統括庁や厚生労働省の感染症対策部、そして、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合して新たに設立する予定の国立健康危機管理研究機構、いわゆる日本版CDCは、それぞれワクチン開発の枠組みにどのように関与していくのですか。総理にお伺いをいたします。

御存じのように、アメリカでは、今回のコロナ禍において早期にワクチンが開発されました。背景にあるのは、ワクチン開発は安全保障の柱という考え方です。我が国においても、良質のワクチンが安価で流通し、誰もが手にできるような環境になれば、健康安全保障の観点から見て大きなことになるとは間違いありません。

今般の新型コロナウイルスの国内開発ができたなかったことを踏まえ、安全保障の観点からも、ワクチン開発能力向上をさせていくために国としていかなる支援をしておく考えか、総理にお伺いをいたします。

次に、感染症研究の強化についてお尋ねをします。

今国会には、日本版CDCの設立を目指す法案が提出をされています。このCDCと内閣に置かれた新型コロナウイルス対策推進会議との関係について、衆議院の審議においては、CDCから科学的知見を受けて統括庁が政策案を作成し、その政策案について推進会議等から意見を聞いて政策を決定していく旨の答弁が政府からありました。しかし、これでは政策過程が極めて複雑で、特に有事において迅速な政策決定が難しくなるのではないのでしょうか。やはり、有事の際にはより迅速に政策決定が行われる仕組みにすべきではないですか。総理にお伺いをいたします。

ところで、CDCを目指す法律案自体からは、感染症研究がどれほど強化されるかは明らかではありません。いかに効果的に科学的知見を提供す

る仕組みを整備したとしても、その科学的知見が向上しないようでは意味を成しません。

司令塔機能や専門家組織の創設といった形式的な体制を整える以前の課題として、感染症研究の強化という科学的知見の向上策が必要不可欠であると考えますが、今後どのような取組を考えていますか。また、感染症研究はスポット的に予算を積み重ねる強化されるのではなく、長期的なスパンで考える必要があります。次の感染症対応に向けて研究強化を図るとともに、その状況を適切に評価すべきですが、どのように取り組むのか、総理にお伺いをいたします。

最後に申し上げます。今般のコロナ禍で得られた教訓や経験を生かして危機管理体制を強化し、将来的に発生するであろう感染症をパンデミックにつなげない社会を構築することが何よりも肝要です。

日本維新の会は、そのために今後も引き続き積極的に提言、提案することをお誓いし、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 柴田巧議員の御質問にお答えいたします。

内閣感染症危機管理統括庁を設置する意義等についてお尋ねがありました。

昨年六月に取りまとめられた有識者会議の報告書において、感染症危機に迅速、的確に対応する上で、行政の縦割りを排し、各省庁が一体的に取り組むための司令塔機能を整備することや、平時の備えが有事にきちんと機能するかを政府全体の立場からチェックすることなどが課題であると指摘をされました。

統括庁は、こうした課題に対応するため、感染症危機対応における司令塔組織として設置することとしており、統括庁が司令塔機能を発揮し、各省庁における平時の準備を充実させること等を通

じて、感染症危機の発生時に迅速かつ的確な対応を行うことが可能となるものと考えており、次の感染症危機にしっかりと備えてまいります。

統括庁の設置とオールハザードの健康危機管理との関係についてお尋ねがありました。

感染症に係る危機管理は、通常の災害対応と異なり、医学や公衆衛生に係る専門的知見を踏まえた政策判断が重要であることなどを踏まえ、今回の法改正において感染症危機管理に特化した組織として統括庁を設置することとしております。

御指摘の自民党総裁選時に私が申し上げていたいわゆるこの健康危機管理庁においても、当時既に新型コロナウイルスが感染拡大しており、感染症という公衆衛生上の危機において司令塔機能を担う組織が必要であるという問題意識を念頭に置いたものであります。今般設置する統括庁は、その方向性を具体化するものであると考えております。

内閣感染症危機管理統括庁における専門人材の育成等についてお尋ねがありました。

昨年六月の有識者会議報告書でも指摘されているとおり、平時からの研修や実践的な訓練も含めた感染症危機管理に関する人材育成は重要と認識をしております。

統括庁においては、このような観点から、感染症に関する知識や対応方策等について職員に役職等に応じた研修や訓練を行うこととしているほか、外部からの登用を含め、長期的なキャリア形成の視点も踏まえながら人材育成を進めてまいりたいと考えております。

安全保障、危機管理上の課題としての感染症対策等についてお尋ねがありました。

昨年策定した国家安全保障戦略において、将来の感染症危機に対する予防、備え、対応として、平素から感染症対策物資の確保や感染症対応能力の強化等に向けた体制を拡充することとし、また、感染症等の地球規模課題について、多くの国等との協力を広げ、国際的な取組を強化することとしております。

内閣感染症危機管理統括庁が司令塔機能を發揮し、国家安全保障戦略を踏まえつつ、各省庁における平時の準備を充実させること等を通じて、感染症危機の発生時に迅速かつ的確に対応することが可能となるものと考えております。

また、統括庁においては、次の感染症危機に備えた国際連携の総合調整も担うこととしており、新設する日本版CDCを活用しつつ、危機管理や安全保障などの多様な専門的知見を活用できる体制の整備に取り組んでまいります。

パイオテロ発生時の初動対応についてお尋ねがありました。

個々の事案の様相や推移によって対応の在り方は異なりますが、仮にパイオテロにより重大な被害が発生し、感染症によるものであることが強く疑われる場合には、内閣危機管理監が内閣感染症危機管理統括庁と協力して初動対応に当たり、事態に応じ関係省庁の局長級幹部等が官邸危機管理センターに緊急参集し、情報の集約や政府の対応に関する総合調整を速やかに行います。

その際、内閣感染症危機管理統括庁は感染症危機管理に係る事務を統括し、厚生労働省は救護や感染拡大防止措置等の実務を担い、両者が緊密に連携をして国民の生命を守るための初動対応を迅速かつ的確に講じてまいります。

国内におけるワクチン開発の強化についてお尋ねがありました。
今般のコロナ禍で国産ワクチンを開発できなかった要因については、ワクチン開発・生産体制強化戦略でも指摘されているとおり、我が国では、公衆衛生の向上に伴い、産官学いずれにおいても感染症研究が先細りしていたこと、国においてもワクチンへの投資や政策立案を十分に行っていないこと等があったと考えております。
厚生労働省において生産体制の整備等による国産のコロナワクチンの開発支援を行っており、現在二社から薬事承認申請がなされ、その有効性及び安全性について審査を行っています。

また、今後の感染症危機を見据え、ワクチン開発・生産体制強化関係閣僚会議の下、ワクチン戦略に基づき関係省が緊密に連携をして開発、生産体制の整備に取り組むことが重要であり、必要に応じ、統括庁が司令塔機能を發揮してまいります。特に国立健康危機管理研究機構では、統合により基礎研究と臨床研究を一体的に行うことが可能となるほか、国内外の医療機関等による治験等のネットワークを構築し、ワクチン開発への貢献が可能な機関とすることを目指してまいります。

また、ワクチン開発能力向上のための国の支援ですが、ワクチン開発能力の向上のため、政府としてはAMEDに先進的研究開発戦略センターを設置し、産学官による研究の戦略的な推進、世界トップレベルの研究開発拠点の形成に取り組んでいるところであり、国民の皆様により早く必要な国産ワクチンをお届けできるよう、政府一体となつて取り組んでまいります。

有事における迅速な政策決定の仕組みについてお尋ねがありました。

新型インフルエンザ等への対応については、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聞くこととしております。

他方、昨年六月の有識者会議報告書においては、エビデンスに基づいてウイルスの特性に応じた科学的、合理的な対策などの意思決定を行うためのプロセスについて一層明確化、体系化を図る必要があるとの指摘をいただいております。

このような指摘を踏まえて、科学的知見の基盤、拠点である国立健康危機管理研究機構、日本版CDCが常日頃から政策ニーズに沿った科学的知見を統括庁に提供するとともに、政府全体の方針立案や各省庁間の総合調整機能を統括庁のラインに集約することにより、感染症危機発生時に、統括庁の司令塔機能の下、迅速かつ的確に政府の方針を決定してまいります。

感染症研究の強化についてお尋ねがありました。

今国会に提出した法案が成立すれば、国立健康危機管理研究機構、日本版CDCが感染症に關連した公衆衛生学的研究や基礎から臨床までの一体的な研究を実施できることとなり、国内共同治験の中核的役割を担いつつ、ワクチンや治療薬等の開発に向けた感染症研究の強化を図ることとしております。その上で、この運営についても、法律に基づき適切な中期目標管理、評価を行い、研究能力の向上に努めてまいります。

次の感染症危機に向けた感染症研究については、厚生労働省等の研究事業により行っているところであり、こうした機構の機能を活用しつつ、更なる強化に向けて取り組んでまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(國務大臣後藤茂之君登壇、拍手)
○國務大臣(後藤茂之君) 柴田巧議員の御質問にお答えいたします。

政府行動計画等に基づく各省庁の準備状況の点検等についてお尋ねがありました。

次の感染症危機に備えるためには、政府が一体となつて、今般の新型コロナウイルス対応の経験を踏まえたPDCAサイクルを着実に推進することが重要と考えております。このため、政府行動計画等の内容の見直し、これに基づき、政府や自治体において充実した訓練や有事への備えに係る業務を着実に実施するとともに、それらが有事に機能するものとなつていくかを内閣感染症危機管理統括庁において点検し、更なる改善を行うこととしております。

統括庁においては、各省庁等における取組の状況を適切に把握し、平時の備えが有事においてしっかりと機能するものになるよう対応してまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 上田清司君。
(上田清司君登壇、拍手)

○上田清司君 国民民主党・新緑風会の上田清司です。

会派を代表し、議題となりました新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案について質問いたします。
法案質疑に入る前に、岸田総理に一点確認いたします。

二〇一七年に米国防務大臣が横田基地から我が国に帰国したことを皮切りに、昨年五月にはバイデン大統領、九月にハリス副大統領が同じく横田基地から帰国しており、常態化が懸念されます。先日の予算委員会で林外務大臣は、その都度、諸般の事情を総合的に勘案と答弁していますが、特段の理由もないまま米国の言いなりで米軍基地から入国を許すことは、軍人並びにその家族のみが米軍基地からの入出国が許されるという原則の日米地位協定の趣旨に反するし、我が国主権に關わる重大事案であります。

来月五月十九日からG7広島サミットの開催が予定されていますが、岸田総理大臣には、米国人の岩国基地からの入国を認めるつもりなのか、国家主権を守る覚悟を伺います。

それでは、法案の質疑に入ります。
本改正案では、今後の感染症等対策の司令機能を担う組織として内閣感染症危機管理統括庁を設置することとしています。二〇〇一年のいわゆる橋本行革によって、一府二十二省庁体制だったものが一府十二省庁体制へと再編されました。それから二十二年、本年四月一日にはこども家庭庁も創設され、現在では一府十一省二十二庁となっています。

加えて、指定職が五百八人から六百三十二人に二四％も増加しています。国家公務員の独法化で部下が五十四万人も減少したのに最高幹部だけは増えるという逆ピラミッドの組織になっています。

また、省庁の細分化は行政事務の煩雑化や権限の細分化を招きます。未知なる感染症の対応といった危機的状況には横断的かつ強力なリーダーシップで事に当たることが必要だと考えますが、今回の統括庁設置が現状の省庁体制以上に効果的な対応を取ることができるとなるという根拠をお示しください。

三月七日の衆議院本会議において岸田総理は、国民民主党・無所属クラブの長友議員の質疑に対し、各省庁より一段高い立場で危機管理を推進すると述べておられますが、それではなぜ内閣官房下の庁として設置するのか、併せて伺います。

二〇二〇年一月に国内で最初の新型コロナ感染症患者が確認されて以降、医療従事者を始めとする関係者の艱難辛苦の御尽力と国民の我慢によってコロナ禍を乗り越えてきました。この間、政府は、アベノマスクやCOCOAを始めとする場当たり的な対応が続きました。その上、アベノマスクもワクチンも、ワクチン価格も国会軽視で非公表のまま、そもそもアベノマスクの製造技術や単価が企業秘密などとは笑止千万。黒塗りにする必要など全くありません。とうとう大阪地裁より開示命令が出されるお粗末です。

危機に対し国民の協力と理解を得るために、何よりもその政策に対する信頼が必要であり、それを支えるのが予算の信頼性であり、情報公開です。安倍政権以降、都合の悪いときには答弁を差し控えると繰り返す国会対応では、国民の政治に対する信頼は醸成されません。

そもそも、答弁を差し控える、この言葉は、一九七〇年代は十年間でたった三回、八〇年代は十回、九〇年代は十六回と、極めてまれでした。多用されてきたのは、二〇一八年のいわゆるモリカケサクラからです。二〇二〇年は、安倍総理が八か月で三十二回、菅総理は四か月で四十八回です。憲法六十三条や九十九条の趣旨を考えれば、いかに国会を軽視しているかが分かります。

岸田総理に求めます。会計検査院も指摘する予算の執行状況も含め、これまでの予算の積算根拠を全て明確化し、その効果を検証することをお約束してください。コロナ禍に加えウクライナ危機が生じたことで、我が国経済と国民生活に多大な影響が出たことに加え、日本の脆弱性が浮き彫りとなりまして、原材料の不足や生産能力の低下によって生じたマスクを始めとする医療装備品の品薄状況、発生当初には一日当たりのPCR検査数を増やすこともままならず、重症患者を救うためのECMO操作技術者不足、ワクチンや治療薬の開発も諸外国に後れを取ってしまいました。海外産のワクチンによる過重在庫が使用期限切れによる大量の廃棄も生み出しています。

医療分野における日本の安全保障を守る点において、国内での資材の備蓄や研究開発への更なる支援が必要だと考えます。

そこで、後藤大臣に伺います。政府は、医療の安全保障を確立する上で、日本の医療産業をどのように育成し、強化していくお考えか、お尋ねいたします。

先月、令和五年度の当初予算が成立しました。そこには、予備費として五・五兆円が計上されています。多額の予備費については議論が重ねられてきたところですが、法改正を踏まえて、今後の財政規律の在り方を鈴木財務大臣にお尋ねいたします。

そもそも、平成元年以降、予備費は当初予算で三千五百億円が計上され、年度内に減額補正を成立させるなど、予備費本来の財政規律が維持されてきました。新型コロナの発生以降、史上最大規模の予備費が、予備費の計上が当初予算、補正予算と繰り返され、その用途についても疑義が生じていることは先ほど述べたところです。

そこで、本法律施行後の予備費計上の見直しについて、また、令和五年度の予備費の使用調査を

早期に国会に報告することについて、鈴木財務大臣のお考えを伺います。最後に、五月八日から新型コロナウイルス感染症の位置付けが二類から五類に移行することに伴う都道府県への影響について伺います。五類移行に伴い、都道府県の病床確保義務が免ぜられます。新型コロナウイルスの流行株の移行によって、現在、重症化率は減少しております。他方、首都圏など人口の多い地域や高齢化率が著しく高い地域においては、再流行時に重症化した患者の受入れに以前と同様の困難が生じかねません。病床確保については、各都道府県の状況によって、必要と判断される場合には病床を確保、維持できるようにするための支援措置を図るべきと考えますが、対策はできているのでしょうか。加藤厚生労働大臣の見解を伺います。

以上、岸田総理を始め各閣僚の皆様が日々、国家国民のために御尽力いただいておりますことに敬意を表し、質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 上田清司議員の御質問にお答えいたします。

米国防務要人の岩国飛行場の使用等についてお尋ねがありました。米国防務要人の訪日に際してどの空港を使用するかについては、その都度、諸般の事情を総合的に勘案し、日米で協議の上、関係省庁間で必要な調整を行い、決定をしております。これは日米地位協定の趣旨に反するものではありません。G7広島サミットに際しても、同様に諸般の事情に即して判断し、適切に対応してまいります。

なお、各国要人の往来に際しては、使用する空港のいかんにかかわらず、常に関連の法令等について出入国管理を適切に行ってきており、国家主権との関係で問題があるとは考えておりません。

省庁の新設などについてお尋ねがありました。国の行政機関については、国民の行政ニーズに的確に対応できると同時に、簡素で効率的な体制とする必要があると考えています。こうした考えに基づき、その時々々の政府の重要課題に対応して、東日本大震災からの復興のために復興庁、デジタル社会の形成のためにデジタル庁、子供政策の推進のためにこども家庭庁等を新設してきていますが、その際には既存のポストの廃止、再編を行っており、省庁の肥大化という御指摘は当たらないと考えております。

内閣感染症危機管理統括庁についても、これまで内閣官房において感染症危機対応を担っていた新型コロナウイルス等感染症対策推進室や新型コロナウイルスエンザ等対策室といった既存組織を廃止して、機能を一元的に集約することとしております。

なお、各省庁の指定職について、内部部局で見ると、複雑高度化した政策課題に対応するため増加していますが、同時に定員も増加しており、また、政府全体で見ると、国立大学の法人化などにより指定職と定員は共に大幅に減少しているため、逆ピラミッド型の組織との御指摘は当たらないと考えております。

内閣感染症危機管理統括庁の設置により効果的な対応を取ることができるとの御指摘についてお尋ねがありました。

昨年六月に取りまとめられた有識者会議の報告書において、感染症危機に迅速、的確に対応するため、行政の縦割りを排し、各省庁が一体的に取り組むための司令塔機能を整備することなどが課題であるとの指摘がなされました。

統括庁は、こうした課題に対応するため、政府全体の方針立案や各省庁の総合調整を一元的に行う組織として設置するものであり、感染症危機の発生時に、各省庁の対応を強力に統括し、政府全体を俯瞰した総合的な視点で感染症危機管理を推進することとなります。

令和五年四月七日 参議院会議録第十三号 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一

統括庁は、こうした司令塔機能を的確に発揮するため、各省庁より一段高い立場で国政全般の総合戦略機能を担う内閣官房の下に、総理及び官房長官が直轄する組織として設置することとしたものであります。

新型コロナ対策の関連予算の効果検証についてのお尋ねがありました。

未知の感染症危機に対し、専門家の意見を踏まえつつ新型コロナ対策を講じてきましたが、これまでの新型コロナ対策に係る予算が何に使われ、どのような効果があったかという点について、情報公開法に基づく情報公開や、検証を行い、国民の皆様に丁寧に説明していくことは重要であると考えております。

政府としては、議員御指摘の会計検査院の検査報告の趣旨をしっかりと受け止め、行政事業レビューなども活用しながら個々の事業や施策についてしっかりと評価を行い、将来の感染症対策や今後の予算編成につなげてまいりたいと考えております。

また、経済対策に盛り込まれた主な事業については、経済財政諮問会議において執行状況のフォローアップを行い、情報開示をしているところであり、こうしたものも活用しながら、新型コロナ対策について国民に対して丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣後藤茂之君登壇、拍手)

○国務大臣(後藤茂之君) 上田清司議員の御質問にお答えいたします。

医療の安全保障についてお尋ねがありました。今回の新型コロナ対応においては、ワクチン、治療薬の開発の遅れや医療用物資等の不足が生じたとの指摘もあり、平時から研究開発、生産体制を強化し、迅速な開発、供給を可能にする体制の構築を図っていくことは重要な課題であると考えています。

医薬品及び医療機器については、厚生労働省において策定した医薬品産業ビジョン二〇二二に基づき研究開発力の強化等に取り組みとともに、新型コロナ対応を踏まえ、国民が受ける医療の質の向上を目的とした基本計画を改定し、医療機器の研究開発及び普及の促進等に取り組んでいると承知してまいります。

また、医療用物資についても、感染症法の改正を行い、感染症発生、蔓延時等に事業者に対し生産要請、指示等を行う法的枠組みを整備したところです。

内閣感染症危機管理統括庁においては、感染症危機対応における政府の司令塔機能を担う組織として、厚生労働省などの関係省庁と連携し、医薬品等の開発や安定的な確保の促進を図りながら、感染症危機対応の強化に取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣鈴木俊一君登壇、拍手)

○国務大臣(鈴木俊一君) 上田清司議員の御質問にお答えいたします。

まず、今後の財政規律の在り方についてお尋ねがありました。

これまで、新型コロナ対策については、未知の感染症ウィルスに対して万全の対応を期すため、十分な予算を措置することで切れ目のない支援を行ってまいりました。その中で、予備費についても、憲法、財政法の規定に従って、直面する難局に機動的、弾力的に対応するための万全の備えとして適切と考えられる規模や内容を予算計上してまいりました。

今般の法改正により、将来の感染症に対して迅速かつ的確な対応を行うための新たな体制を構築していくこととなりますが、危機に際しての財政面の措置については、予備費も含め、その必要性や緊急性等を所管官庁との間でしっかりと議論、検討を行った上で適切に進めていくとともに、このような危機時の対応が十分に行える財政余力を確保すべく、平素からの歳入歳出面の改革を引き

続き進めていくなど、財政規律もしっかりと意識した対応を行っていくことが重要であると考えております。

最後に、今後の予算費、失礼しました、最後に、今後の予備費計上の見直し及び令和五年度予備費使用総調書等の早期国会提出についてお尋ねがありました。

新型コロナの感染拡大や物価の高騰は国民生活や事業活動に大きな影響を与えているものですが、今後の推移や影響の範囲等について確たる見通しを申し上げることは依然として困難です。また、世界的な景気後退など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクに十分注意する必要があります。

したがって、将来の予備費計上の見直しについて確たることを申し上げることは困難であります。新型コロナの感染拡大や物価高騰といった予測困難な事態に対して、臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応していくため、万全の備えとして、その時々が必要に応じて予備費を計上することは適切な対応であると考えております。

また、予備費使用総調書等の国会提出については、財政法において次の常会において国会に提出しなければならぬとされているところであり、また、二月、三月使用分については次の常会を待たずに予備費使用総調書等の早期提出に努めてきたところであり、令和五年度においても引き続き速やかな国会提出に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 上田清司議員より、五類移行後の病床確保についてお尋ねがありました。

新型コロナの感染症法上の位置付けの変更に伴い、医療提供体制は幅広い医療機関による自律的な通常の体制に、入院調整についても、病床確保を含む行政による調整から入院の要否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行することとなります。

移行に当たっては、各都道府県による移行計画の策定や設備整備等の支援を通じて対応する医療機関の維持拡大を強力に促すとともに、今後の感染拡大も想定し、病床確保料について、必要な見直しの上で当面九月末まで継続し、都道府県の判断による病床の確保も可能としております。地域の実情に応じて移行を円滑に進められるよう、都道府県と連携を図ってまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。会派を代表して、新型インフルエンザ特措法及び内閣法の一部を改正する法律案について、総理に質問します。

本法案は、新型コロナウィルス感染症対策本部が決定した、これまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策のうち、政府の司令塔機能の強化に対応して内閣感染症危機管理統括庁を設置するものです。

庁の名前を付けていますが、内閣府に置かれた金融庁などのような外局ではなく、これまでに例のない統括庁であり、行政ラインはこれまでのコロナ対策室と同じように官房長官の下にあります。統括庁に置かれる役職のトップの内閣感染症危機管理監は内閣官房副長官から指名し、内閣感染症危機管理監補は内閣官房副長官補から指名するとされています。庁という名前が付いても、行政組織的にも人的にも、これまでのコロナ対策室と変わりがないではありませんか。

岸田総理が総裁選公約で健康危機管理庁を掲げたのを受け、新型コロナウィルス感染症対応に関する有識者会議が設置されたのは参議院選挙前の二〇二二年五月でした。六月に報告が出され、その僅か二日後に内閣感染症危機管理庁をつくることを政府の対策本部で決定し、本法案が提出をさ

れました。岸田総理の総裁選挙での看板政策であった危機管理庁とのつじつま合わせと、参議院選挙戦、選挙前のパフォーマンスだったと言わざるを得ません。

今必要なことは、形だけの組織いじりではありません。これらまでの政府の取組についての徹底した検証と科学的知見に基づく対策の強化です。

政府が危機管理庁をつくることを決定して以降、コロナ患者の死亡者は急増しました。二〇二二年八月の第五波の死亡者は二千八百六十五人、第六波九千七百九十六人、第七波一万三千五百二十二人、第八波では二万一千四百三十二人と過去最高となり、二〇二二年の死亡者数は三万八千八百八十一人に達しました。総理はこの深刻な実態をどう受け止めていますか。

総理は衆議院で、感染者の数が感染力の強いオミクロン株によって増えたことよって高齢者や基礎疾患や合併症を持つておられる方々の死亡が増えたと分析していると答弁をされました。

しかし、感染が急拡大したにもかかわらず、専門家の意見を聞くことなく、逆に感染対策を緩和したことが感染者と死亡者の急増につながったのではありませんか。

重大なことは、多くの方が医療を受けることができないままに自宅や介護施設で亡くなったことです。特に、第六波以降、七十歳以上の死亡者が九割を占めています。高齢者施設でクラスターが多発し、感染者に対して医師が入院の必要を判断しても施設に留め置かれ、亡くなる事例が多く生まれました。

京都府保険医協会が実施した第七波以降の調査では、感染者が発生した施設は八六％に上り、感染者二千五百七十八人のうち八〇％が施設内治療でした。施設内治療を行った施設の四七％が入院が必要と判断したができなかったと回答し、そのうち二六％が府の入院コントロールセンターが入院不可だと言っていると伝えられたとしています。同時に、府の調べでは少なくとも百六十九

人が高齢者施設内で死亡しています。

政府が原則入院としつつ病床逼迫を理由に施設内療養を推進したことを後ろ盾にして、入院が必要とされた患者の入院ができないような選別が行われたと指摘されていることを総理はどう認識していますか。

クラスターの拡大や感染を引き金にした高齢者の死亡をなくすには、施設内療養ではなく、陽性者を施設から離し、医療を保障すべきではありませんか。答弁を求めます。

必要な医療が提供できない事態を招いた原因は、歴代政府が続けてきた医療費と医師養成数の抑制政策により、医療、看護人材の絶対数が足りなかつたからです。

緊急時の対応には、平時の医療体制に余裕が必要だというのがコロナ禍を通じて明らかになりました。総理にその認識はありますか。

にもかかわらず、政府は、地域医療構想の名で公立・公的病院の統廃合、急性期病床の削減を進め、消費税を財源とする補助金により、この三年間で見込みを含めて実に八千床を超える病床削減を行いました。コロナ感染拡大が続いている中の削減などあり得ないことです。

公立・公的病院の統廃合、病床削減を中止し、地域の医療体制の拡充に転換をすべきです。お答えください。

政府は、新型コロナウイルスの感染法上の扱いについて、五月八日から季節性インフルエンザと同じ五類に引き下げることを決めました。法律で五類に見直しても、新型コロナウイルスの高さなど危険性が下がるわけではありません。新たな変異株も懸念されます。後遺症の問題も深刻です。総理の認識を伺います。

厚生科学審議会感染症部会です承をされたとしていますが、同部会の専門家たちは、ワクチンもなかつたことと比べて、頃と比べて私権制限に見合った状況ではないという判断から類型変更を了承したのであって、予防や医療への公的支援の後

退まです承しておりません。

ところが一方、現在は無料としている検査や外来、入院時の費用に患者負担を求め、コロナ患者に対応する医療機関への財政支援は大半が縮小されます。公費医療の縮小が受診抑制や治療の中断につながり、感染の拡大や死亡者の増大をもたらすではありませんか。

政府は、五類移行で、コロナ対応の医療機関が増えるとしています。しかし、高齢者や持病を持つている人などが集まる医療機関は五類になつてもこれまでと同様の対策が必要で、

埼玉県保険医協会の会員アンケートでは、発熱者やコロナ患者を分ける動線の確保ができないなどの理由で、現在コロナ患者を診ていない医療機関は五類に移行しても八割超が診ることができないと答えています。

全国自治体病院協議会の小熊豊会長らは、縮小された病床確保料や診療報酬特例では経営的に成り立たず、コロナ対応から撤退せざるを得ないと考える民間病院が出てくる、そうならば公立病院のコロナ対応に負担が掛かり、公立病院も診療制限という悪循環に陥ることを危惧していると述べられています。

医療機関のコロナ対応をより困難にし、一般医療にも制限が生じることにつながる医療機関への支援の縮小は見直すべきです。答弁を求めます。

衆議院の参考人質疑では、クラスター発生時の医療機関のスタッフの疲弊や病棟の一時閉鎖等による経済的ダメージに対して医療機関への救済策がなければ、感染者を受け入れる入院医療機関が増えない可能性が危惧されると述べられました。医療機関でのクラスター発生時の救済策を明確に示すことが必要です。答弁を求めます。

新型コロナウイルス特措法の持つ根本的な問題も見直す必要があります。同法は、憲法で保障された国民の基本的人権を制限する私権制限を行う法律です。しかし、私権制限の起点となる緊急事態宣言、まん延防止等重点

点措置の発動要件は法文に明記されることなく曖昧です。一方、休業要請などの経済的措置に対する補償がなく、飲食店など多くの事業者が感染症対策への協力と事業を守ることははざまて苦しみ、廃業を余儀なくされました。

このように、補償なき自粛が営業と暮らしに重大な問題をもたらしたことを総理はどう認識されていますか。

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発動要件を法律に明記するとともに、私権制限や自粛要請に対し正当な補償を行う規定を設けることを求めます。

以上、改めて政府の対策の徹底した検証と科学的知見に基づき命と暮らしを守る施策の抜本的な強化を求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 井上哲士議員にお答えいたします。

内閣感染症危機管理統括庁の設置の意義についてお尋ねがありました。

統括庁は、昨年の有識者会議の報告書等を踏まえ、行政の統制を排し、各省庁の対応を強力に統括する司令塔組織として、国政全般の総合戦略機能を担う内閣官房に設置することとしたものです。

現在の新型コロナウイルス等感染症対策推進室は、副長官及び副長官補の指揮監督下に置かれ、感染症危機発生時の初動対応は所掌していないのに対し、統括庁は、政府対策本部長として、行政機関の長や都道府県知事に対する指揮権を有する、指示権を有する総理及び官房長官を直接支援、感染症危機管理、危機発生時の初動対応を含めて司令塔機能を一体的に所掌している点で位置付けや機能が大きく異なるものであると認識をしております。

統括庁が司令塔機能を発揮し、各省庁等における平時の準備を充実させること等を通じて感染症

危機の発生時に迅速かつ的確に対応することが可能となるものと考えております。

新型コロナウイルスの死亡者数などについてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスの感染拡大に際して亡くなられた方の御家族の皆様には心よりお悔やみを申し上げます。

これまで、国民の命と暮らしを最優先で守る観点から、感染拡大と社会経済活動のバランスを取りつつ、科学的知見やエビデンスを重視し、専門家の意見を伺いながら、コロナ対策に最大限取り組みでまいりました。こうした取組により、新型コロナウイルスの人口当たりの感染者数、死者数は他のG7諸国の中でも低い水準に抑えられているものと認識しております。

また、オミクロン株の下で、感染対策について専門家の意見を聞くことなく感染対策を緩和したとの御指摘ですが、昨秋以降、ウイズコロナに向けた段階的な移行を進めてきましたが、その際には、専門家の意見をしっかりと踏まえて、科学的知見に基づき取組を進めてきたところであり、御指摘は当たらないと考えております。

高齢者施設における新型コロナウイルス対応についてお尋ねがありました。

これまでの新型コロナウイルス対応においては、医療資源に限りがある中で、入院治療が必要な患者が優先的に入院できる体制を確保するとともに、高齢者施設等で療養する場合に備え、高齢者施設等に対する医療支援の充実、これを図ってまいりました。

その上で、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを変更した後においても、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保できるよう、高齢者施設等と医療機関との連携強化等の各種措置について当面継続することとしております。

さらに、次の感染症危機に備え、昨年十二月に

感染症法等を改正し、病床の確保や高齢者施設の療養者等を含めた自宅療養者等に対する医療の提供について、数値目標を盛り込んだ予防計画を都道府県が策定し、地域の医療機関等と協定を締結することなどにより、平時からの備えを確実に推進することとしております。

こうした取組を進めることにより、重症化リスクのある高齢者等に必要な医療が提供されるように取り組んでまいります。

地域の医療提供体制についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスのような新興感染症等の感染拡大時には、機動的に対応できるよう、地域の医療機関の役割分担、連携の強化、医療従事者等の弾力的な配置などが必要と認識しております。このため、昨年の感染症法改正により、都道府県知事が平時に医療機関と協議を行い、感染症発生、蔓延時における病床確保や人材派遣等について協定を結ぶ仕組みを法制化するなど、流行の初期段階から機能する医療提供体制を構築することとしております。

地域医療構想は、中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズに応じて、病床機能の分化、連携により質の高い効率的な医療提供体制の確保を目指すものであり、新型コロナウイルス対応を通じて明らかになった地域の医療機関の役割分担等の課題にも対応するものです。公立・公的病院を含め、病床の削減や統廃合ありきではなく、地域の事情を十分に踏まえ、自治体等と連携して地域医療構想を着実に進めてまいります。

新型コロナウイルスの五類感染症への変更等についてお尋ねがありました。

オミクロン株については、感染力が非常に強いものの、デルタ株流行時と、流行期と比べて八十歳以上の致死率が四分の一以下となっているなど、重症度が低下しているといった科学的な知見が示されています。このような科学的知見や専門

家によるオミクロン株に関する病原性、感染力、変異の可能性等の評価、感染状況等を踏まえ総合的に判断して、新型コロナウイルスを五類感染症に位置付けることとしております。

五類感染症への変更後も、変異株の監視を継続し、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど科学的な前提が異なる状況になれば、政府対策本部決定に従い直ちに対応を見直します。

また、新型コロナウイルス後遺症については、これまで診療の手引きによる医療機関への情報提供を行ってきたところであり、さらに、後遺症に悩む方がかかりつけ医等や地域の医療機関において適切な医療を受けられるよう、対応する医療機関リストの公表に向けた取組、これを進めているところであります。

新型コロナウイルスの医療費の公費負担や医療機関への支援についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの変更に伴い、医療費の自己負担分に対する公費支援は見直すこととなりますが、急激な負担増を回避するため、医療費の自己負担に係る一定の公費支援について期限を区切って継続することとしております。

また、今後は、幅広い医療機関で新型コロナウイルスの患者に対する医療体制に段階的に移行することとしており、その際、設備整備等の支援を行うとともに、病床確保料や診療報酬の特例などの措置についても、必要な見直しをした上で当面継続することとしております。

さらに、これまで、新型コロナウイルスの入院受入れ医療機関でない医療機関で院内汚染、院内感染の発生により病棟閉鎖などを行った場合の支援を行ってきたところであり、幅広い医療機関で対応する体制に移行するため、こうした対応も参考にしながら、必要な支援、取り組んでまいります。

インフル特措法に基づく緊急事態措置の要件や

補償についてお尋ねがありました。

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の具体的な要件は、新型コロナウイルス、失礼、新型コロナウイルス等の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう政令で規定することとしていますが、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるなど、これらの措置を実施すべき事態を法律に規定することともに、こうした事態が発生した際には公示することとしており、こうした仕組みを通じて適正な運用を確保しているところであります。

緊急事態措置等に伴う営業制限については、インフル特措法の制定時の議論や判例を踏まえた上で、補償という考え方は取っておりませんが、国及び地方公共団体が休業要請等を行う場合において、事業者の経営や国民生活への影響を緩和するため、インフル特措法における事業者に対する支援に係る規定に基づき、必要な支援を行ってまいります。

今後も、インフル特措法の趣旨に基づき、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、事業者に対する必要な支援、適切に行ってまいります。

(拍手)
○議長(尾辻秀久君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(尾辻秀久君) 日程第一 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

日程第二 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員 長酒井庸行君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

〔酒井庸行君登壇、拍手〕

○酒井庸行君 たいま議題となりました両法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案は、株式会社国際協力銀行について、日本企業のサプライチェーン等を支える外国企業への融資、海外展開するスタートアップ企業等への出資、国際金融機関によるウクライナ向け融資への債務保証等を可能とするものであります。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、ウクライナの復興支援等を目的として国際復興開発銀行に設けられる基金に対し、国債による拠出を可能とする等の措置を講じるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、民業補完の原則の下での国際協力銀行の業務の在り方、ウクライナの復興支援のための基金の設立に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩淵友委員より、株式会社国際協力銀行法改正案に反対、国際通貨基金及び国際復興開発銀行加盟措置法改正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、株式会社国際協力銀行法改正案は多数をもって、国際通貨基金及び国際復興開発銀行加盟措置法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

まず、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長杉久武君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔杉久武君登壇、拍手〕

○杉久武君 たいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を十五人減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十一人減少しようとするものであります。

委員会におきましては、判事補の欠員が続く理由と充員に向けた取組、裁判所職員の減員の影響

とワーク・ライフ・バランスの推進、いわゆる判検交流の現状と今後の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第四 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長蓮舫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔蓮舫君登壇、拍手〕

○蓮舫君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、気象業務に関する技術の進展に対応した洪水等の予報の高度化を図るため、予報業務の許可の基準の見直し等を行うほか、噴火等の

一定の現象の予報の業務については、利用者への説明を義務付け、当該説明を受けた者へのみ利用させることを目的とした業務に限り許可を行うこととするともに、都道府県知事が行う洪水予報に資する国土交通大臣による河川の水位又は流量に関する情報の提供等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本川、支川一体の水位予測に係る取組方針、防災気象情報に係る提供体制の在り方、気象防災アドバイザーの活用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長古賀友一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(古賀友一郎君登壇、拍手)

○古賀友一郎君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、基本方針及び都道府県基本計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び被害者に対する支援内容の協議を行う協議会の法定化、接近禁止命令等について、申立てをすることが出来る被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、精神的DVの内容、DV及び児童虐待への対応、保護命令の在り方を再検討する必要性、加害者対応の充実、民間シエルトー等への支援及び相談体制の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 尾辻 秀久君
副議長 長浜 博行君

議員

- | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 伊藤 岳君 | 吉良よし子君 | 加田 裕之君 | 高橋はるみ君 | 永井 学君 | 古庄 玄知君 |
| 松野 明美君 | 山添 拓君 | 船橋 利実君 | 比嘉奈津美君 | 越智 俊之君 | 加藤 明良君 |
| 岩淵 友君 | 猪瀬 直樹君 | 山田 太郎君 | 松川 るい君 | 梶原 大介君 | 神谷 政幸君 |
| 倉林 明子君 | 音喜多 駿君 | 滝沢 求君 | 滝波 宏文君 | 今井絵理子君 | 朝日健太郎君 |
| 梅村みずほ君 | 紙 智子君 | 堂故 茂君 | 堀井 巖君 | 青山 繁晴君 | 足立 敏之君 |
| 仁比 聡平君 | 串田 誠一君 | 高野光二郎君 | 島村 大君 | 山下 雄平君 | 阿達 雅志君 |
| 高木かおり君 | 田村 智子君 | 酒井 庸行君 | 上月 良祐君 | 山田 宏君 | 和田 政宗君 |
| 井上 哲士君 | 石井 苗子君 | 猪口 邦子君 | 福岡 資麿君 | 石井 正弘君 | 中田 宏君 |
| 浅田 均君 | 山下 芳生君 | 片山さつき君 | 浅尾慶一郎君 | 赤池 誠章君 | 江島 潔君 |
| 小池 晃君 | 清水 貴之君 | 佐藤 信秋君 | 大家 敏志君 | 古川 俊治君 | 山田 俊男君 |
| 東 徹君 | 石井 章君 | 豊田 俊郎君 | 柘植 芳文君 | 森 まさこ君 | 青木 一彦君 |
| 金子 道仁君 | 伊藤 孝江君 | 太田 房江君 | 松下 新平君 | 中西 祐介君 | 上野 通子君 |
| 青島 健太君 | 里見 隆治君 | 松村 祥史君 | 末松 信介君 | 山谷えり子君 | 宮沢 洋一君 |
| 窪田 哲也君 | 中条きよし君 | 石井 浩郎君 | 野村 哲郎君 | 有村 治子君 | 櫻井 充君 |
| 安江 伸夫君 | 高橋 光男君 | 岡田 直樹君 | 神谷 宗幣君 | 鶴保 庸介君 | 衛藤 晟一君 |
| 柳ヶ瀬裕文君 | 下野 六六君 | 大島九州男君 | 寺田 静君 | 山崎 正昭君 | 中曾根弘文君 |
| 塩田 博昭君 | 片山 大介君 | 須藤 元気君 | 吉川ゆうみ君 | 山東 昭子君 | 大椿ゆうこ君 |
| 竹内 真二君 | 三浦 信祐君 | 宮本 周司君 | 長峯 誠君 | 村田 亨子君 | 三上 えり君 |
| 宮崎 勝君 | 梅村 聡君 | 広瀬めぐみ君 | 藤井 一博君 | 水野 素子君 | 高木 真理君 |
| 河野 義博君 | 杉 久武君 | 赤松 健君 | 宮崎 雅夫君 | 古賀 千景君 | 柴 慎一君 |
| 矢倉 克夫君 | 柴田 巧君 | 白井 正一君 | 生稻 晃子君 | 横沢 高德君 | 羽田 次郎君 |
| 平木 大作君 | 新妻 秀規君 | 石田 昌宏君 | 進藤金日子君 | 小沼 巧君 | 岸 真紀子君 |
| 高橋 克法君 | 松沢 成文君 | こやり隆史君 | 舞立 昇治君 | 森屋 隆君 | 井上 義行君 |
| 上田 勇君 | 若松 謙維君 | 馬場 成志君 | 三宅 伸吾君 | 森本 真治君 | 勝部 賢志君 |
| 石川 博崇君 | 鈴木 宗男君 | 渡辺 猛之君 | 古賀友一郎君 | 小沢 雅仁君 | 杉尾 秀哉君 |
| 秋野 公道君 | 竹谷とし子君 | 森屋 宏君 | 北村 経夫君 | 石垣のりこ君 | 斎藤 嘉隆君 |
| 佐々木さやか君 | 山本 博司君 | 渡辺 宏君 | 西田 昌司君 | 石橋 通宏君 | 三原じゅん子君 |
| 羽生田 俊君 | 横山 信一君 | 大野 泰正君 | 石井 準一君 | 吉川 国義君 | 田名部匡代君 |
| 谷合 正明君 | 山本 香苗君 | 牧野たかお君 | 佐藤 正久君 | 川田 沙織君 | 長谷川 岳君 |
| 西田 実仁君 | 山口那津男君 | 野上浩太郎君 | 松山 政司君 | 水岡 龍平君 | 牧山ひろえ君 |
| 磯崎 仁彦君 | 本田 颯子君 | 丸川 珠代君 | 世耕 弘成君 | 木村 俊一君 | 青木 愛君 |
| 堂込麻紀子君 | 清水 真人君 | 関口 昌一君 | 武見 敬三君 | 蓮 舫君 | 橋本 聖子君 |
| ながえ孝子君 | 平山佐知子君 | 山本 順三君 | 齊藤健一郎君 | 福山 哲郎君 | 辻元 清美君 |
| 自見はなこ君 | 藤木 眞也君 | 高良 鉄美君 | 山本 太郎君 | 竹詰 仁君 | 福島みずほ君 |
| 小野田紀美君 | 山本佐知子君 | 浜田 聡君 | 伊波 洋一君 | 芳賀 道也君 | 田村 まみ君 |
| 山本 啓介君 | 星 北斗君 | 吉井 章君 | 若林 洋平君 | 嘉田由紀子君 | 宮口 治子君 |
| 三浦 靖君 | 岩本 剛人君 | 田中 昌史君 | 友納 理緒君 | | 伊藤 孝恵君 |

塩村あやか君 上田 清司君
 浜口 誠君 石川 大我君
 打越さく良君 浜野 喜史君
 磯崎 哲史君 熊谷 裕人君
 古賀 之士君 川合 孝典君
 舟山 康江君 小西 洋之君
 徳永 エリ君 榛葉賀津也君
 大塚 耕平君 天島 大輔君
 船後 靖彦君

財政金融委員
 補欠
 白井 正一君 藤川 政人君
 越智 俊之君 野上浩太郎君
 岡田 直樹君 梶原 大介君
 文教科学委員
 補欠
 藤川 政人君 白井 正一君
 農林水産委員
 補欠
 三上 えり君 吉田 忠智君
 下野 六太君 西田 実仁君
 経済産業委員
 補欠
 野上浩太郎君 越智 俊之君
 国土交通委員
 補欠
 梶原 大介君 岡田 直樹君
 吉田 忠智君 三上 えり君
 山口那津男君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
 学校給食法の一部を改正する法律案(菊田真紀子君外九名提出(衆第一一〇号))
 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
 関税定率法等の一部を改正する法律案
 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案
 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
 在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会は政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。
 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
 議院法制局法の一部を改正する法律
 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
 同日衆議院議長から、国会は政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

内閣総理大臣 岸田 文雄君
 法務大臣 齋藤 健君
 外務大臣 林 芳正君
 財務大臣 鈴木 俊一君
 文部科学大臣 永岡 桂子君
 厚生労働大臣 加藤 勝信君
 国土交通大臣 斉藤 鉄夫君
 国務大臣 (内閣府特命担当大臣) 小倉 將信君
 政策少子化対策若者活躍男女共同参画) 後藤 茂之君
 国務大臣 後藤 茂之君
 内閣官房副長官 磯崎 仁彦君
 内閣官房副大臣 藤丸 敏君
 副大臣 藤丸 敏君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(閣法第二二二号)
 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(閣法第六号)
 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)
 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
 議院法制局法の一部を改正する法律案
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

議長報告事項
 去る三月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
 補欠
 西田 実仁君 下野 六太君
 外交防衛委員
 補欠
 山口那津男君 高橋 光男君

同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。
 同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

国土交通委員

辞任 岡田 直樹君 補欠 梶原 大介君
山口那津男君 高橋 光男君

総務委員

辞任 舞立 昇治君 補欠 有村 治子君

行政監視委員

辞任 星 北斗君 補欠 岩本 剛人君

内閣委員

辞任 衛藤 晟一君 補欠 長谷川英晴君
舞立 昇治君 瀧波 宏文君
金子 道仁君 柴田 巧君

決算委員

辞任 加田 裕之君 補欠 神谷 政幸君
高橋 光男君 安江 伸夫君
竹詰 仁君 浜口 誠君

法務委員

辞任 山東 昭子君 補欠 加藤 明良君
田中 昌史君 野上浩太郎君
山崎 正昭君 小林 一大君

総務委員

辞任 有村 治子君 補欠 舞立 昇治君
長谷川英晴君

法務委員

辞任 小林 一大君 補欠 山崎 正昭君
世耕 弘成君 馬場 成志君
野上浩太郎君 田中 昌史君

議院運営委員

辞任 神谷 政幸君 補欠 加田 裕之君

財政金融委員

辞任 金子 道仁君 補欠 柴田 巧君

法務委員

辞任 柴田 巧君 補欠 金子 道仁君

財政金融委員

辞任 柴田 巧君 補欠 金子 道仁君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
民法の一部を改正する法律案(仁比聡平君発議)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
関税法に定める公安を害すべき物品に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第四七号)
環境省の広報活動等の改善に関する質問主意書(舟山康江君提出)(第四八号)

農林水産委員

辞任 中条きよし君 補欠 室井 邦彦君

農林水産委員

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)
法務委員会に付託
株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五号)
財政金融委員会に付託

農林水産委員

辞任 室井 邦彦君 補欠 中条きよし君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長宛天皇誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。
去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

経済産業委員

辞任 加藤 明良君 補欠 山東 昭子君

農林水産委員

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
陸上自衛隊勝連分屯地への地对艦ミサイル配備に関する質問主意書(高良鉄美君提出)(第四三号)
自然公園法と太陽光発電設備に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第四四号)
インフルエンザ脳症を発症する要因等や研究に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第四五号)
歴史認識に関わる我が国の政策に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第四六号)

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、天皇誕生日に際し、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

国土交通委員

辞任 室井 邦彦君 補欠 中条きよし君

農林水産委員

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二四号)
内閣委員会に付託
気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)
国土交通委員会に付託

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

同日議長は、ミロシユ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長より祝辞を受けました。

環境委員

辞任 青島 健太君 補欠 梅村 聡君

農林水産委員

同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 小林 一大君
岩淵 友君 小池 晃君

環境委員

梅村 聡君

補欠 青島 健太君

予算委員

宮崎 勝君

補欠 上田 勇君

若松 謙維君

三浦 信祐君

青島 健太君

柳ヶ瀬裕文君

串田 誠一君

石井 苗子君

田村 智子君

吉良よし子君

決算委員

加田 裕之君

補欠 長谷川英晴君

星 北斗君

岩本 剛人君

上田 勇君

宮崎 勝君

三浦 信祐君

若松 謙維君

石井 苗子君

串田 誠一君

柳ヶ瀬裕文君

青島 健太君

吉良よし子君

田村 智子君

行政監視委員

岩本 剛人君

補欠 星 北斗君

長谷川英晴君

加田 裕之君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

室井 邦彦君

補欠 青島 健太君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

進藤金日子君

補欠 山本 啓介君

松山 政司君

神谷 政幸君

矢倉 克夫君

新妻 秀規君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 小沼 巧君 (吉田忠智君の補欠)

国土交通委員会

理事 高橋 光男君 (高橋光男君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の

一部を改正する法律案(閣法第三十七号)

同日議長は、次の内閣提出案を地方創生及びデジ

タル社会の形成等に関する特別委員会に付託し

た。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の

推進を図るための関係法律の整備に関する法律

案(閣法第四四号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東京都若年被害女性等支援事業の補助制度化に

伴う効果等に関する質問主意書(浜田聡君提出)

(第四九号)

非営利型一般財団法人に対する課税の在り方に

関する質問主意書(村田亨子君提出)(第五〇号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員神谷宗幣君提出我が国における外国

人による土地取得に関する質問に対する答弁書

(第四二号)

一昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

滝波 宏文君

補欠 有村 治子君

長谷川英晴君

舞立 昇治君

総務委員

辞任

高野光二郎君

補欠 世耕 弘成君

舞立 昇治君

長谷川英晴君

法務委員

辞任

古庄 玄知君

補欠 生稲 晃子君

馬場 成志君

高野光二郎君

山崎 正昭君

友納 理緒君

財政金融委員

辞任

世耕 弘成君

補欠 馬場 成志君

野上浩太郎君

藤井 一博君

厚生労働委員

辞任

生稲 晃子君

補欠 古庄 玄知君

友納 理緒君

山崎 正昭君

藤井 一博君

野上浩太郎君

東 徹君

室井 邦彦君

農林水産委員

辞任

有村 治子君

補欠 滝波 宏文君

国土交通委員

辞任

室井 邦彦君

補欠 東 徹君

予算委員

辞任

上田 勇君

補欠 宮崎 勝君

三浦 信祐君

若松 謙維君

石井 苗子君

串田 誠一君

柳ヶ瀬裕文君

青島 健太君

吉良よし子君

田村 智子君

決算委員

辞任

今井絵理子君

補欠 赤松 健君

長谷川英晴君

加田 裕之君

宮崎 勝君

上田 勇君

若松 謙維君

三浦 信祐君

青島 健太君

柳ヶ瀬裕文君

串田 誠一君

石井 苗子君

田村 智子君

吉良よし子君

行政監視委員

辞任

加田 裕之君

補欠 長谷川英晴君

議院運営委員

辞任

赤松 健君

補欠 今井絵理子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 青島 健太君

補欠 室井 邦彦君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

神谷 政幸君

補欠 松山 政司君

山本 啓介君

進藤金日子君

新妻 秀規君

矢倉 克夫君

同日憲法審査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 熊谷 裕人君 (小西洋之君の補欠)

幹事 杉尾 秀哉君 (吉田忠智君の補欠)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

関税法に定める公安を害すべき物品に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第四七号)

環境省の広報活動等の改善に関する質問主意書(舟山康江君提出)(第四八号)

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

舞立 昇治君

補欠 越智 俊之君

杉尾 秀哉君

古賀 千景君

総務委員

辞任

衛藤 晟一君

補欠 舞立 昇治君

世耕 弘成君

高野光二郎君

法務委員

辞任

生稲 晃子君

補欠 古庄 玄知君

加藤 明良君

山東 昭子君

高野光二郎君

世耕 弘成君

友納 理緒君

山崎 正昭君

財政金融委員

辞任

岡田 直樹君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

補欠

三浦 靖君
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

藤井 一博君

野上浩太郎君

岩淵 友君

小池 晃君

文教科科学委員

辞任

古賀 千景君

補欠

杉尾 秀哉君

厚生労働委員

辞任

古庄 玄知君

補欠

生稲 晃子君

野上浩太郎君

藤井 一博君

山崎 正昭君

友納 理緒君

室井 邦彦君

東 徹君

農林水産委員

辞任

山東 昭子君

補欠

加藤 明良君

経済産業委員

辞任

越智 俊之君

補欠

衛藤 晟一君

小池 晃君

岩淵 友君

国土交通委員

辞任

東 徹君

補欠

室井 邦彦君

決算委員

辞任

赤松 健君

補欠

今井絵理子君

行政監視委員

辞任

三浦 靖君

補欠

岡田 直樹君

議院運営委員

辞任

今井絵理子君

補欠

赤松 健君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員

辞任

大家 敏志君

補欠

広瀬めぐみ君

勝部 賢志君

森屋 隆君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
仲裁法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案(閣法第二九号)

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案(閣法第三二号)

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。
株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五号)審査報告書

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)審査報告書

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二四号)審査報告書

本日内閣総理大臣から令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充による当選人について通知書を受領した。
大橋 裕子君 (吉田忠智君辞職による)

本日議長は、次のとおり議員からの申請に基づき、議員氏名として使用することを許可した。
議員氏名
大橋ゆうこ (大橋 裕子君申請)

審査報告書

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
令和五年四月六日
財政金融委員長 酒井 庸行
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本経済を取り巻く国際情勢の変化等を踏まえ、株式会社国際協力銀行について、本邦企業の供給網の強靱化等に重要な重要な物資の製造に関する事業等を行う外国の法人を融資対象先として追加するとともに、海外展開する新規企業者等への出資等を可能とするほか、ロシアの侵略戦争に直面するウクライナに対する資金の融通の円滑化等を図る観点から、戦争の結果生じた被害の復旧に関する事業等に必要資金の国際機関による貸付けに係る債務の保証等を可能とする等の措置を講ずるものあり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行に伴い、令和五年度特別会計予算において、財政投融資特別会計投資勘定に株式会社国際協力銀行に対する出資金として、九百億円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国際協力銀行の業務の拡大に当たっては、同銀行が一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としていることを踏まえ、民業圧迫との批判を招かないよう留意しつつ、一般の金融機関のみでは対応が困難な分野において適切な金融機能を果せるよう監督を行うこと。

二 国際協力銀行の目的の一つが国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処であることに鑑み、国際金融機関のウクライナの民間セクター向け融資に対し同銀行が適切なりリスク管理を踏まえた保証業務を行うことを通じてウクライナの復興支援に貢献できるよう、政府として必要に応じて協力や支援を行うこと。

三 国際協力銀行が外国企業に対し融資を実行するに当たっては、我が国の国際収支に与える影響も考慮し、当該融資を受ける外国企業のみが依存が強く、特定事業者及び特定国への不安定化につながるおそれがあるよう同銀行に当該融資に係る審査基準を設定させ、その基準に基づき融資を実行させるよう促し、国内外でバランスのとれたサプライチェーンの強靱化を通じて我が国の経済競争力の維持及び向上並びに我が国の経済安全保障の強化に貢献する確かな融資となるよう適切に監督すること。

四 国際協力銀行の業務運営におけるガバナンスが一層強化されるよう適切に監督を行い、同銀行の業務の機動性及び専門性が十分に発揮されるよう配慮すること。また、同銀行において、国際金融に関して高度な能力を有する人材の育成及び専門性を有する外部人材の確保が円滑に図られるよう努めること。
右決議する。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和五年三月二十四日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、同条第十一号中「我が国の外国との貿易関係又は国民経済の健全な発展のために不可欠な物資(設備を含む。)(又は技術を輸入し、又は受け入れること)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 我が国の外国との貿易関係又は国民経済の健全な発展のために不可欠な物資(設備を含む。)(又は技術(口において「重要物資等」という。)を輸入し、又は受け入れること。

ロ 海外で生産され、又は開発された重要物資等を我が国の法人等又は出資外国法人等が外国における事業に使用するために当該外国に引き取り、又は受け入れること。

第二十条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 特定外国法人 次のいずれかに該当する事業を行う外国の法人(外国金融機関等を除く。)をいう。

イ 我が国の産業の国際競争力の維持又は向

上を図る上で重要な物資又は技術の開発(物資にあつては、製造を含む。)に関する事業であつて、我が国の法人等若しくは出資外国法人等が調達する物資の供給網の強化又は我が国の法人等若しくは出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なものとして財務省令で定めるもの

ロ 情報通信技術を活用するための基盤の整備に関する事業その他の我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要な基盤の整備に関する事業として財務省令で定めるもの

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 新規企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 設立の日又は事業を開始した日以後の期間が十年未満の法人等(その海外で行う事業の内容、出資者その他の事情を勘案して当該事業に対する民間の投資を補充する必要性が低い法人等として財務省令で定めるものを除く。)

ロ イに掲げるもののほか、その海外で行う事業の内容、出資者その他の事情を勘案して当該事業に対する民間の投資を補充する必要性が特に高い法人等として財務省令で定めるもの

第十一条第四号中「いう」の下に、「以下同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に、「取得する」を「取得し、又は特定外国法人に対して、その海外で行う事業(第二条第十号イ及びロに掲げる事業に限る。)(に必要な長期資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、若しくは当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得する」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 戦争の結果生じた被害の復旧に関する

事業その他の海外における復興又は開発に必要な事業を行う外国政府等その他の外国の法人等に対して、国際通貨基金その他の国際機関が当該事業に必要な長期資金の貸付けを行う場合において、当該資金に係る債務の保証等(国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処のために行うものに限る。)を行うこと。

第十一条第六号中「者」を「次に掲げる者に対して当該事業に必要な資金(口に掲げる者に対しては、海外で新たに行う事業に必要な資金に限る。)を出資し、又は」に、「で当該」を「で海外で」に改め、「を含む。」を削り、同号に次のように加える。

イ 外国の法人等

ロ 我が国の新規企業者等又は中小企業者等(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

第十二条第六項中「(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)」を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 我が国の法人等がその直接又は間接に出資する出資外国法人等に対して当該出資外国法人等が行う次に掲げる事業に必要な資金の供与を行う場合において、当該法人等に対して当該供与に必要な資金の貸付けを行うとき。

イ 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な原材料その他の物資の開発(製造を含む。)、輸送又は調達に関する事業

ロ 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な技術の開発に関する事業

ハ 我が国の法人等又は出資外国法人等が生産する製品の加工若しくは組立て又は輸送若しくは販売に関する事業

同項第七号中「限る」の下に、「次号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

八 新規企業者等又は我が国の中小企業者等が海外における事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権を取得する場合

第十三条第一項第二号中「貸付けを除く」を「貸付けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る」に、「譲受けを除く」を「譲受けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る」に、「取得を除く」を「取得を除き、海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等が発行する社債若しくはこれに準ずる債券若しくは信託の受益権の取得に限る」に改め、「債務の保証等(同号)の下に」及び同条第四号の二)を加え、「債務の保証等を除く」を「債務の保証等を除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る」に改め、「いずれも」を削り、「社会資本の整備に関する事業に係る」を「次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等に対する」に改め、同号に次のように加える。

イ 社会資本の整備に関する事業

ロ 資源の開発に関する事業

ハ 革新的な情報通信技術を活用した事業その他の革新的な技術又は事業の実施の方式(商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。)を活用した事業であつて、その活用により当該事業の高度化又は当該事業の利用者の利便の向上を図られるもの

附 則

(施行期日)

1 この法律は、令和六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条第四号の改正規定(「いう」の下に「以下同じ」を加える部分に限る。)、同号の次に一号を加える改正規定及び第十三条第一項第二号の改正規定(「債務の保証等(同号)」の下に

「及び同条第四号の二」を加える部分に限る。並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定にあつては、当該改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
令和五年四月六日

財政金融委員長 酒井 庸行

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、加盟国の復興又は開発を支援するため国際復興開発銀行に設けられる基金に充てるため我が国から拠出することとなるのに伴い、当該拠出について国債による拠出を可能とする等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う国際復興開発銀行に設けられる加盟国の復興又は開発を支援するための基金に対する拠出限度額は、令和五年度一般会計予算の予算総則において、六千八百五十億円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額と定められている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国際復興開発銀行のウクライナ向け融資を信用補完する枠組みとして同銀行に新設される基金が、ウクライナ支援のために十分な役割を果たせるよう、同基金への参画を各加盟国に対し積極的に働きかけるとともに、我が国から外貨建て国債を拠出するに当たっては仮に償還が必要となつた場合の為替リスクを極小化するように努め、将来の更なる拠出については、ウクライナの状況を踏まえた適切な規模の金額とし、効果的かつ効果的な支援となるよう十分検討すること。

二 国際機関の活動や我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開のより一層の充実を努めること。

右決議する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
令和五年三月二十四日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組みとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。

二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
令和五年四月六日

法務委員長 杉 久武

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、令和五年度において、判事補の員数減少により減額となる経費は一億五千六百二十八千円、裁判官以外の裁判所の職員の員数減少により減額となる経費は一億五千八百十九万円である。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組みとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。

二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。

三 令和二年四月十六日及び令和三年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。

四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任用者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。

五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。
六 社会の耳目を集めた事件の事件記録が特別保存に付されることなく廃棄されていたことを踏

まえ、今後の事件記録の十分な管理体制の確立に努めること。
右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
令和五年三月十四日
衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第一条の表中「八五七人」を「八四二人」に改める。
第二条中「二万七千七百七十五人」を「二万七千七百四十四人」に改める。
附則
この法律は、令和五年四月一日又はこの法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において起算日の翌日から施行する。

審査報告書
気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
令和五年四月六日
国土交通委員長 蓮 舫
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、自然災害の頻発等により、洪水等の予報の重要性が増大していることに鑑み、

令和五年四月七日 参議院会議録第十三号 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

気象業務に関する技術の進展に対応した洪水等の予報の高度化を図るため、予報業務の許可の基準の見直し等を行うほか、噴火等の一定の現象の予報の業務については、利用者への説明を義務付け、当該説明を受けた者にのみ利用させることを目的とした業務に限り許可を行うこととする。また、都道府県知事が行う洪水予報に資する国土交通大臣による河川の水位又は流量に関する情報の提供等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律案施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。
一 本川・支川一体での洪水予測による洪水予報の高度化を実現するに当たり、国土交通省水管理・国土保全局、気象庁及び地方公共団体が一層緊密に連携・協働するとともに、地域住民の確かな避難行動を早期に促すため、長時間先の予測水位情報や早期の洪水予報等について、理解しやすい情報の提供に努めること。また、地方公共団体における防災体制の充実強化のため、地方公共団体に対し、人的支援及び財政支援を十分に行うこと。さらに、防災気象情報の提供体制を強化するため、組織の在り方を含めた見直しの検討を行うこと。
二 大規模噴火の発生に伴う潮位変化を発生させるメカニズムの解明や津波予測精度の向上等を、できるだけ早期に実現させるため、気象衛星ひまわりの画像解析技術の高度化や、沖合の海底水圧計等によるリアルタイムでの観測及び予測への活用を目指した調査及び技術開発などについて、必要な予算措置を講ずること。

三 民間気象事業者による土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報業務については、利用者の多様なニーズに寄与できるよう、予報業務許可に当たり、予報の提供に関する条件や技術上の基準等の許可基準の明確化を図るとともに、その周知に努めること。
四 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報業務においては、防災上の混乱を防止するため、予報業務許可事業者の情報提供体制について、問題事例が生じた場合には、必要に応じ、適切に指導を行うこと。
右決議する。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
令和五年二月二十四日
内閣総理大臣 岸田 文雄

気象業務法の一部改正
第一条 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「又は地震を」を「地震又は火山現象」に改め、同条第六項中「基く」を「基づく」に改め、同条第七項中「起る」を「起こる」に改める。
第九条中「規定により許可」を「許可」に改め、同条に次の一項を加える。
2 第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁が行った観測又は前項の検定に合格した気象測器を用いた観測(以下この項において「本観測」という。)の成果に基づいて同条第一項

の予報業務を行うに当たり、本観測の成果を補完するために行う観測(以下この項において「補完観測」という。)に用いる気象測器については、前項の検定に合格していないものであつても、国土交通省令で定めるところにより、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれなく、かつ、補完観測が当該予報業務の適確な遂行に資するものであることについての気象庁長官の確認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、当該補完観測に使用することができ。
第十四条の二第二項中「はん濫した」を「氾濫した」に、「はん濫に」を「氾濫に」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。
この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。
第十四条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。
第十七条第二項中「許可」の下に「以下この章において「許可」という。」を、「範囲」の下に「土砂崩れ(崖崩れ)、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。」、高潮、波浪又は洪水の予報の業務(以下「気象関連現象予報業務」という。)をその範囲に含む予報業務の許可にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。第十九条第一項及び第四十六条第三号において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。
3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、

高潮又は洪水の予報の業務(以下「特定予報業務」という。)をその範囲に含む予報業務の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者によるみ利用させるものに限られるものとする。

第十八条第一項中「前条第一項の規定による」を削り、同項第四号中「予報業務のうち現象」を「業務に係る地震動、火山現象又は津波」に改め、「方法が」の下に「それぞれ」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「地震動、火山現象及び津波の予報以外」を「気象又は地象(地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。以下この号及び第十九条の二において同じ。)」に、「予報業務」を「業務に係る気象又は地象の予想」に、「第十九条の二」を「同条前段」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定予報業務を行うおとする場合にあっては、第十九条の三の規定による説明を適確に行うことができる施設及び要員を有するものであること並びに当該説明を受けた者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するために必要な措置が講じられていること。

第十八条第一項に次の一号を加える。
六 気象関連現象予報業務を行うとする場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準に適合するものであること。
イ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行わない場合、当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
ロ 当該気象関連現象予報業務のための気

象の予想を行う場合、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う事業所につき第十九条の二前段の要件を備えることとなつておること及び当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれイの技術上の基準に適合するものであること。

第十八条に次の一項を加える。
3 気象庁長官は、土砂崩れ又は洪水の予報の業務をその範囲に含む予報業務のうち土砂崩れ又は洪水の予想の方法が第一項第六号イの技術上の基準に適合するものであることについて、砂防又は水防に関する事務を行う国土交通大臣に協議しなければならない。

第十九条第一項中「第十七条第一項の規定により」を削り、「同条第二項」を「第十七条第二項」に改める。
第十九条の二及び第十九条の三を次のように改める。
(気象予報士の設置及び業務)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、当該予報業務のうち気象又は地象の予想を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士(第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該気象又は地象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。
一 気象又は地象の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者
二 気象関連現象予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者(前号に掲げる者を除く。)であつて、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うもの
(特定予報業務をその範囲に含む予報業務の

許可を受けた者の説明義務)
第十九条の三 特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その利用に当たつて留意すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を説明しなければならない。
第二十条及び第二十條の二中「第十七条の規定により」を削る。
第二十一条中「第十七条の規定により」を削り、「二」を「いずれかに」に改める。
第二十二条中「第十七条の規定により」を削る。
第二十三条中「地震動、火山現象を」地象に改める。
第二十六条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第十八条(第一項第二号から第四号までを除く。及び」を「第十八条第一項(第二号に係る部分に限る。及び第二項並びに」に改める。
第二十八条第一項中「第九条を」第九条第一項に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。
第三十二条の三中「第九条を」第九条第一項に改める。
第三十二条の四第一項第三号中「第九条を」第九条第一項本文に改める。
第三十二条の五第一項及び第三十二条の六第一項中「第九条を」第九条第一項に改める。
第三十二条の十三第一項中「のいずれか」を削り、同条第二項第五号中「第九条を」第九条第一項に改め、同条第三項中「第九条を」第九条第一項に、「同項を」前項に改める。
第三十二条の十四第一項中「第九条を」第九条第一項に、「同項」を「前条第二項」に改める。
第四十四条中「者」を「ときは、その違反行為

をした者」に改める。
第四十六条中「二に該当する」を「いずれかに該当する場合には、その違反行為をした」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「第十九条の三」を「第十九条の二後段に、「行わせた者を」行わせたとき」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「者」を「とき」に改める。
第四十七条中「者は」を場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。
(水防法の一部改正)
第二条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第十一条の次に次の一条を加える。
(情報の提供の求め等)
第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。
2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。
第十二条第一項中「前条第一項」を「第十一條第一項」に改める。
附則
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

した者」に改める。
第四十六条中「二に該当する」を「いずれかに該当する場合には、その違反行為をした」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「第十九条の三」を「第十九条の二後段に、「行わせた者を」行わせたとき」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「者」を「とき」に改める。
第四十七条中「者は」を場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。
(水防法の一部改正)
第二条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第十一条の次に次の一条を加える。
(情報の提供の求め等)
第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。
2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。
第十二条第一項中「前条第一項」を「第十一條第一項」に改める。
附則
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(津波の予報の業務に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の気象業務法(以下「旧気象業務法」という。)第十七条第一項の許可であつて津波の予報の業務に係るものを受けている者の当該津波の予報の業務の範囲については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後は、同条第二項の規定により地震に密接に関連する海洋の現象である津波の予報の業務に限定されているものとみなす。

2 この法律の施行の際現に火山現象に密接に関連する海洋の現象である津波の予報の業務を行つてゐる者は、施行日から起算して三月を経過する日までの間(その者が当該期間内に当該業務に係るこの法律による改正後の気象業務法(以下「新気象業務法」という。)第十七条第一項の許可又は新気象業務法第十九条第一項の認可の申請をした場合には、当該申請について許可若しくは許可の拒否又は認可若しくは認可の拒否の処分があるまでの間)は、新気象業務法第十七条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該業務を行つることができる。

3 前項の規定により引き続き火山現象に密接に関連する海洋の現象である津波の予報の業務を行つてゐる者は、当該業務について新気象業務法第十七条第一項の許可を受けた者とみなして、新気象業務法第四十一条第一項及び第四項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(高潮又は波浪の予報の業務に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧気象業務法第十七条第一項の許可であつて高潮又は波浪の予報の業務に係るものを受けている者は、施行日

から起算して三年を経過する日までの間に、当該許可に係る予報業務が新気象業務法第十八条第一項第一号(同項第六号に係る部分に限る。)及び第六号の基準に適合することについて、気象庁長官の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する者の許可の基準並びに気象予報士の設置及び業務は、同項の認可を受けるまでの間は、なお従前の例による。

(特定予報業務に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧気象業務法第十七条第一項の許可であつて新気象業務法第十七条第三項に規定する特定予報業務(以下この条において「特定予報業務」という。)に係るものを受けている者については、次項の認可を受けるまでの間は、当該特定予報業務の目的は、新気象業務法第十七条第三項の規定にかかわらず、施行日に当該特定予報業務を利用している者(第四項において「既存利用者」という。)のみ利用させるものとし、新気象業務法第十九条の三の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者は、施行日から起算して六月を経過する日(第四項において「六月経過日」という。)までの間に、当該許可に係る特定予報業務が新気象業務法第十八条第一項第三号の基準に適合することについて、気象庁長官の認可を受けなければならない。

3 第一項に規定する者の許可の基準は、前項の認可を受けるまでの間は、なお従前の例による。

4 第二項の認可を受けた者についての新気象業務法第十七条第三項及び第十九条の三の規定の適用については、当該認可を受けてから六月経過日までの間は、既存利用者を同条の規定による説明を受けた者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によるこ

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新気象業務法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第四百四十三号)中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第一項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「津波」を「津波若しくは同法第十七条第二項の土砂崩れ、高潮、波浪若しくは洪水のうちいずれかに、「限る」を「限り、既に同法第十八条第一項第四号の予報の業務の許可を受けている者が当該許可の範囲に含まれていない同号の予報の業務を新たにを行うために受けるものを除く」に改め、同号(五)中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

審査報告書

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和五年四月六日

内閣委員長 古賀友一郎
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会に関する規定の創設等の措置を講ずるとともに、接近禁止命令等の申立てをすることができ被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
一 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含める改正は、加害者が自己への従属を強いるために生命・身体・自由等に対する脅迫を用いることに着目したものであることを踏まえ、発令要件の対象となる精神的暴力等が限定されることのないよう、その趣旨を周知徹底し、運用に万全を期すこと。

二 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含めることとした一方、退去等命令の発令要件には含めないことにより、精神的暴力等が身体的暴力に比べて重大な被害をもたらさないものであるという誤解を与えることのないよう、その正確な趣旨の周知を徹底すること。
併せて、退去等命令の発令要件について、精神的暴力等へ対象を拡大することを含めた見直しを検討すること。

三 被害者本人による保護命令の申立てが困難な場合についての必要な支援を検討すること。

四 保護命令の申立てから発令までの平均審理期間は約十二日となっており、その期間の長さから被害者が保護命令の申立てをちゅうちょすることのないよう、被害者の保護を最優先にした必要な対応を講ずること。

五 被害者が配偶者からの暴力(DV)を受けた場合に、加害者から逃げることを前提としていることが、DVの被害を更に深刻化・長期化させている場合があることに鑑み、被害者とその子が引き続き同じ住居に居住できるよう必要な対応を検討すること。

六 保護命令について同性カップルも対象となつた例がある旨を周知徹底すること。併せて、通報の努力義務を含め、同性カップル間の暴力への対応にも遺漏なきを期すこと。

七 被害者の権利擁護及び被害者の子に対する支援について更なる取組の強化に努めること。

八 被害者からの行政機関への苦情に関する適切な対応について周知徹底を図ること。

九 保護命令の申立てに関する手続のIT化に向け、被害者の負担軽減を含め必要な対応を推進すること。

十 被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援等を担う婦人相談員の適正な配置や専門職としての位置付け等、公的相談窓口の体制を強化すること。併せて、被害者支援において重要な役割を果たしている民間支援団体への財政支援の一層の充実を含めた更なる支援の実施について検討すること。

十一 DVの被害が被害者本人のみならず、その成年の子にも及ぶ事案等に対しては、親族等への接近禁止命令により保護が可能なことについて、一層の周知徹底に努めること。

十二 DVと児童虐待が同一家庭内で同時に発生している実態及びDVが子供の成長や心理に与

える影響について情報を収集し、その知見を踏まえた研修を関係機関の職員に対して行うこと。

十三 国が定める基本方針及び都道府県が定める都道府県基本計画の改正に当たっては、加害者プログラムや子供に対するDV防止のための教育について記載するよう努めること。
右決議す。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
令和五年二月二十四日
内閣総理大臣 岸田 文雄

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条を「第五条の四」に、「第三十条を「第三十一条」に改める。

第二条中「自立を支援することを含め、その適切な保護」を「保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)」に改める。

第二条の二第二項第三号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改め、「の実施を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

第二条の三第二項第三号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第四条中「指導」を「援助」に改める。
第二章中第五条の次に次の三条を加える。
(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の

開陳その他必要な協力を求めることができる。
(秘密保持義務)
第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)
第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第十条の見出しを「(接近禁止命令等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を徘徊しはかいかいしてはならないことを命ずるものとする。

第十条第二項中「前項本文に規定する」を「前項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)」に

改め、「その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」同一号の規定による命令を「接近禁止命令」に、「六月」を「一年」に、「各号に掲げるいづれの行為も」を「掲げる行為を」に改め、同項第四号中「かけ」の下に「文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)を加え、「電子メールを送信するを電子メールの送信等をする」に改め、同項第五号中「かけ」の下に「通信文等」を加え、「電子メールを送信するを電子メールの送信等をする」に改め、同項第八号中「性的羞恥心」を「性的羞恥心に改め、「又は」を削り、「その他の物を送付し」を「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改め、同項に次の二号を加える。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けたこと、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

第十條第三項中「第一項本文に規定するを」第一項の「に」第一項第一号の規定による命令を「接近禁止命令」に改め、「その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」を削り、「六月」を「一年」に改め、「ならないこと」の下に「及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないこと」を加え、同条第四項中「第一項本文に規定するを」第一項の「に」第一項第一号の規定による命令を「接近禁止命令」に改め、「その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」を削り、「同号の規定による命令を」接近禁止命令「に、六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいづれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)(以下「電子メール」という。)(同号に規定する者)を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

第十條の次に次の一条を加える。

(退去等命令)

第十條の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に對し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者は、以下この条及び第十八條第一項において同じ。が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二條第二項第二号及び第十八條第一項において同じ。))から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠として居る住居から退去すること及び当該住居の付近を徘徊してはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

第十一條第一項中「前条第一項の規定による命令を」接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。))に改め、同条第二項中「前条第一項の規定による命令を」接近禁止命令に改め、同項第二号中「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を「身体に対する暴力等」に

改め、同条に次の一項を加える。

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

第十二條の見出しを「接近禁止命令等の申立て等」に改め、同条第一項中「第十條第一項を」接近禁止命令及び第十條第二項に改め、「(以下保護命令」という。))を削り、同項第一号中「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を」身体に対する暴力等「に改め、「状況」の下に「(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。))」を加え、同項第二号中「配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力」を「前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等」に、「身体に重大なを」心身に重大な「に改め、同項第三号中「による命令」の下に「(以下この号並びに第十七條第三項及び第四項において「三項命令」という。))」を加え、「当該命令」を「当該三項命令」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項第五号イからニまで」を「第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまで」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、「第四号まで」の下に「又は前項第一号及び第二号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならぬ。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に對す

る暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときであつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認められるに足りる申立ての時ににおける事情
三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

第十三条中「保護命令」を「接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。))に改める。
第十四条第二項中「二まで」の下に「又は同条第二項第三号イから二まで」を加え、「相談し」を「相談し、」に改める。
第十四条の次に次の三条を加える。

(期日の呼出し)
第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。
(電子情報処理組織による申立て等)
第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することを含む。以下この項において同じ。)をするものとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第十五条第四項中「二まで」の下に「又は同条第二項第三号イから二まで」を加える。
第十六条第四項及び第六項中「第十条第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「同条第二項」を「第十条第二項」に改める。
第十七条第一項中「第十条第一号又は第二項」を「接近禁止命令又は第十条第二項」に、「同条の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「後に」を「日以後」に、「同条第一項第二号の規定による命令」を「退去等命令」に、「当該命令」を「当該

退去等命令」に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「当該命令」を「当該接近禁止命令」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

三 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至つたことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第三項の取消しの裁判は、確定しなければならない。
第十八条の見出しを「退去等命令の再度の申立て」に改め、同条第一項本文中「第十条第一項第二号の規定による命令」を「退去等命令」に、「命令の申立て」を「退去等命令の申立て」に、「同号の規定による命令」を「退去等命令」に、「効力が生ずる日から起算して二月を経過する日」を「期間」に、「限り、当該命令」を「限り、退去等命令」に改め、同項ただし書中「当該命令」を「当該退去等命令」に改め、同条第二項中「同条第一項各号列記以外の部分」を「同条第二項各号列記以外の部分」に改め、「次に掲げる」を削り、「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに」を「事項及び」に、「同項第五号中「前各号に掲げる事項」を「同項第三号中「事項」に、「第一号及び第二号に掲げる事項

退去等命令」に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「当該命令」を「当該接近禁止命令」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

三 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至つたことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
第三項の取消しの裁判は、確定しなければならない。
第十八条の見出しを「退去等命令の再度の申立て」に改め、同条第一項本文中「第十条第一項第二号の規定による命令」を「退去等命令」に、「命令の申立て」を「退去等命令の申立て」に、「同号の規定による命令」を「退去等命令」に、「効力が生ずる日から起算して二月を経過する日」を「期間」に、「限り、当該命令」を「限り、退去等命令」に改め、同項ただし書中「当該命令」を「当該退去等命令」に改め、同条第二項中「同条第一項各号列記以外の部分」を「同条第二項各号列記以外の部分」に改め、「次に掲げる」を削り、「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに」を「事項及び」に、「同項第五号中「前各号に掲げる事項」を「同項第三号中「事項」に、「第一号及び第二号に掲げる事項

並びに」を「事項及び」に、「二と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項を」に」と、同条第三項中「事項」に改め、「同項第一号及び第二号に掲げる」を削り、「二とする」を「」とするに改める。
 第二十條を次のように改める。
 第二十條 削除
 第二十一條を次のように改める。
 (民事訴訟法の準用)
 第二十一條 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法

第七十一條第二項、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第九十條第二項、第一編第五章第四節第三款、第九十一條、第一編第七章、第九十三條の二第五項及び第六項、第九十三條の三第二項、第九十五條第三項、第九十六條第二項、第九十五條第三項、第九十七條第二項、第九十五條第二項、第九十七條第二項並びに第九十三條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二十二條第一項 本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百二十二條第一項 ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三條	書類又は電磁的記録 記載又は記録	書類 記載
第百十三條	第百十一條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三條の三 第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 当該書面又は電磁的記録 又は電磁的記録その他これに類する書面 又は電磁的記録	記載された書面 当該書面 その他これに類する書面
第百五十一條第二項及び第二十三條の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法

第百六十條第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十條第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十條第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
第百六十條の二第一項	当該電子調書	当該調書
第百六十條の二第二項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十條の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第百五十五條第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第百五十五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第百三十一條の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第百六十一條第四項	電子調書	調書
第百六十一條第四項	記録しなければ	記載しなければ
第二條	配偶者 、被害者	第二十八條の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。) 、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第二十八條の二中「これらの規定」の下に「(同条を除く。)」を加え、「第二十八條の二に規定する関係にある相手」に改め、同条の表第二條の項を次のように改める。

令和五年三月二十三日

参議院議長 尾辻 秀久殿

神谷 宗幣

我が国における外国人による土地取得に関する質問主意書

外国人による我が国の島嶼買収の実態に関する質問主意書(令和五年二月九日提出、質問第九号)(以下「本件質問主意書」という。)に対して、答弁書(令和五年二月二十一日付、内閣参質二一九九号)の送付があった。本件質問主意書を提出した背景には、我が国における外国人による土地取得(以下「本件土地取得」という。)に関する、特に安全保障の観点からの諸懸念がある。

今後、本件に関する議論や施策を進めるために、法的な整理を行うことが必要であると考えられる。具体的には、本件質問主意書及び同答弁書に関連して、本件土地取得を適正に管理する趣旨から、サービスの貿易に関する一般協定(General Agreement on Trade in Services)(以下「GATS」という。)及びその他の関連する国際条約に關し、法的な現状や課題を明確にすることが重要である。

以上を踏まえ、以下の諸点について確認を求めらる。

一 本件土地取得の規制

GATS及びその他の関連する多国間協定(地域的な包括的経済連携(RCEP)協定を含む。以下同じ。)に照らして、本件土地取得を規制することは現状で可能であるか。可又は否のいずれの場合も、その法令上の根拠を説明されたい。

二 国家が、条約批准の際に、その条約の特定の条項を自国には適用しない、又は変更を加えて適用するという意思表示をすること(以下「留保」という。)について

1 GATS及びその他の関連する多国間協定の条約上の「留保」を行うことにより本件土地

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五十条 第一項第十六号中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二を加える。」

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の六の項イ中「第四項まで」の下に「又は第十条の二を加え、同表の一七の項ホ中「第十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。」

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

我が国における外国人による土地取得に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一條第二項及び第三項並びに第十二條第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八條第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四條の二から第十四條の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一條第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一條の規定の適用については、同条中「第七十一條第二項、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第一百條第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一條、第一編第七章、第一百三十三條の二第五項及び第六項、第一百三十三條の三第二項、第一百五十一條第三項、第六十條第二項、第八十五條第三項、第二百五條第二項、第二百五十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。」を準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七條の二の規定を除く。」を準用する」とする。

第二十八條の二の表第六條第一項の項中「同条に規定する関係にある相手」を「特定関係者」に改め、同表第十條第一項から第四項まで、第十一條第二項第二号、第十二條第一項第一号から第四号まで及び第十八條第一項の項中「第四項まで」の下に「第十條の二を、「第十一條第二項第二号」の下に「及び第三項第二号」を加え、「及び」を並びに第二項第一号及び第二号並びに「第二十八條の二に規定する関係にある相手」を「特定関係者」に改め、同表第十條第一項の項中「第十條第一項」の下に「第十條の二並びに第十二條第一項第一号及び第二項第一号」を加える。

第二十九條中「第四項まで」の下に「及び第十條の二を加え、「次条」を「第三十一條」に、「二年」を「二年」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十條中「第十二條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条を第三十一條とし、第二十九條の次に次の一條を加える。

第三十條 第三條第五項又は第五條の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條の規定 公布の日

二 第二十一條の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三條において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二條 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十條及び第十條の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において

取得を規制する仕組みにつき説明されたい。
2 現時点で、我が国はGATS及びその他の他の関連する多国間協定上「留保」を援用して本件土地取得に係る規制が可能であるか。可又は否のいずれの場合も、法令上の根拠を説明されたい。

3 現状ではできない場合は、今後我が国が本件土地取得に係る規制を実施するため、GATS及びその他の他の関連する多国間協定で留保を行うために必要な手続を示されたい。

4 特に安全保障の観点から、GATS及びその他の他の関連する多国間協定の「留保」を援用することにより、我が国における外国人による土地取得を規制すべきとの考えについて、政府の見解を示されたい。

三 相手国の自国に対する待遇と同様の待遇を相手国に対して付与しようとする考え方(以下「相互主義」という。)について

1 国内における外国人による土地取得を規制している国に関して、政府が把握している国名、規制内容、規制の法的根拠を示されたい。その中で、特に、中国、韓国、ロシア、G7メンバー国に関して、規制の有無、規制内容、規制の法的根拠を明らかにされたい。

2 自国内で外国人による土地取得の規制を行っている当該国の国民が他国で土地取得を行うことを規制するため、当該他国がGATS及びその他の他の関連する多国間協定上「相互主義」を主張することを可能とする仕組みについて説明されたい。

3 現状で、我が国はGATS及びその他の他の関連する多国間協定上で「相互主義」により本件土地取得に係る規制を行うことは可能か。可又は否のいずれの場合も、その法令上の根拠を説明されたい。

四 現状で、我が国はGATS及びその他の他の関連する多国間協定上の「相互主義」に基づいて本件土地取得に係る規制ができないとした場合は、

自国で本件土地取得に係る規制を行っている国との関係では不均衡かつ不公平であり、好ましくない状態である。この関連で、以下につき回答されたい。

1 GATS及びその他の他の関連する多国間協定上、我が国が本件土地取得に関して「相互主義」を援用できない不均衡な状態にある国はあるか。その国名を示されたい。

2 我が国で本件土地取得に係る規制を実施するため、GATS及びその他の他の関連する多国間協定上での相互主義を主張することが可能となるためには、我が国は新たにいかなる手続が必要か示されたい。

3 前記2の不公平な状態にある相手国との間で、我が国はGATS及びその他の他の関連する多国間協定に関わる相互主義を導入して本件土地取得における公平を図ることが考えられるが、政府の見解を示されたい。

五 二国間協定について

1 現在我が国が締結している二国間の協定に基づき、本件土地取得を規制することは可能であるか。可能な場合、その相手国と規制内容を示されたい。

その中で、我が国が締結している二国間の投資協定又は経済連携協定に、当該二国間の経済関係に関する相互主義の規定があるか、土地取得は相互主義の対象となっているかを明らかにされたい。

2 我が国が本件土地取得に関してGATS上の「相互主義」を援用できない不均衡な状態にある国に関して、当該国との二国間の協定により不均衡の是正を図るべきとの考えにつき、政府の見解を示されたい。

令和五年四月四日

内閣総理大臣 岸田 文雄
参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員神谷宗幣君提出我が国における外国人による土地取得に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出我が国における外国人による土地取得に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「GATS及びその他の他の関連する多国間協定」に照らして、本件土地取得を規制することは現状で可能である」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

二の1について
お尋ねの「GATS及びその他の他の関連する多国間協定の条約上の「留保」を行うことにより本件土地取得を規制する仕組み」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

二の2について
お尋ねの「現時点で、我が国はGATS及びその他の他の関連する多国間協定上「留保」を援用して本件土地取得に係る規制が可能である」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

二の3について
お尋ねの「本件土地取得に係る規制を実施するため、GATS及びその他の他の関連する多国間協定で留保を行う」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

二の4について
お尋ねの「GATS及びその他の他の関連する多国間協定の「留保」を援用することにより、我が国における外国人による土地取得を規制すべき」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

であり、政府としてお答えする立場にない。なお、米国、英国、オーストラリア、韓国及びフランスについては、令和二年十一月九日に内閣官房において開催した第一回国土利用の実態把握等に関する有識者会議の資料三の十八ページから二十ページまでにその時点で政府として把握していた規制内容等を記載している。

三の2について
お尋ねの「GATS及びその他の他の関連する多国間協定上相互主義を主張することを可能とする仕組み」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

三の3について
お尋ねの「GATS及びその他の他の関連する多国間協定上で「相互主義」により本件土地取得に係る規制を行う」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

四の1について
お尋ねの「GATS及びその他の他の関連する多国間協定上、我が国が本件土地取得に関して「相互主義」を援用できない不均衡な状態にある国」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

四の2について
お尋ねの「本件土地取得に係る規制を実施するため、GATS及びその他の他の関連する多国間協定上での相互主義を主張することが可能となる」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

四の3について
お尋ねの「GATS及びその他の他の関連する多国間協定に関わる相互主義を導入して本件土地取得における公平を図る」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

び二国間の経済関係に関する相互主義の規定の意味するところが必ずしも明らかではないが、投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定(平成二十一年条約第七号)等、我が国が近年締結した多くの投資協定又は経済連携協定においては、相手国において、日本国の国民又は法人が土地の取得又は賃貸借を禁止又は制限されている場合には、日本国における相手国の国民又は法人による土地の取得又は賃貸借について、同一又は類似の禁止又は制限を課することができるなどとされている。

五の2について
お尋ねの「GATS上の「相互主義」を援用できない不均衡な状態にある国に関して、当該国との二国間の協定により不均衡の是正を図る」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

(参照)

四月七日議長において、左のとおり議席を指定した。

同日議長において、左のとおり議席を変更した。

- | | |
|-----|--------|
| 三四七 | 村田 亨子君 |
| 三四九 | 三上 えり君 |
| 三五一 | 水野 素子君 |
| 三五三 | 高木 真理君 |
| 三五四 | 古賀 千景君 |
| 三五六 | 柴 愼一君 |
| 三五八 | 鬼木 誠君 |
| 三六二 | 羽田 次郎君 |
| 三六四 | 小沼 巧君 |
| 三六七 | 田島麻衣子君 |
| 三六八 | 岸 真紀子君 |
| 三七〇 | 石垣のりこ君 |

- | | |
|-----|--------|
| 三七三 | 森屋 隆君 |
| 三七七 | 小沢 雅仁君 |
| 三八〇 | 杉尾 秀哉君 |
| 四二五 | 宮口 治子君 |
| 四三〇 | 塩村あやか君 |
| 四三六 | 石川 大我君 |
| 四三八 | 打越さく良君 |
| 四四二 | 熊谷 裕人君 |
| 四四四 | 古賀 之士君 |

発行所 千一〇五十八四四五丁目
二番五号 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部
(配本) 一〇〇〇円
送別料

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可